

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	209 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	184 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	105 件
国民年金関係	42 件
厚生年金関係	63 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年9月まで
② 昭和45年1月から49年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が結婚するまでの国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付してくれた。また、結婚後しばらくしてから、私が任意加入の手続をして保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は12か月と短期間であり、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、当該期間を含め保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、1回目の手帳記号番号は母親と同時期の昭和36年3月末に払い出され、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿から、申立期間の直前の36年4月から同年9月までの保険料が現年度納付されていることが確認でき、その後、婚姻するまでの期間については、父親の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻後任意加入するまでの間は保険料を納付していないとしており、上記の1回目の手帳記号番号によるこの期間の納付記録は無いこと、申立人は、昭和49年4月に2回目の手帳記号番号が払い出されており、同月23日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得していることが申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録により確認でき、当該期間は加入前の未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 37 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年10月まで

私は、国民年金の加入手続をした後は、区の出張所で定期的に国民年金保険料を納付していた。将来の年金額を増やすために、加入手続前の未納期間の保険料についてもすべてさかのぼって納付している。申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達時まで申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付し、60歳到達後も厚生年金保険の資格を喪失した平成15年4月に国民年金に任意加入し、65歳到達時まで付加保険料を含む保険料をすべて納付している。

また、附則4条納付者リストから、申立人は、昭和55年6月30日に、44年5月から47年3月までの保険料を第3回特例納付により納付していることが確認でき、当該特例納付時点で、申立人は特例納付をしなくても60歳到達時まで保険料を納付すれば国民年金の受給資格期間を満たしていたことから、当該特例納付は年金を満額に近づけるために行ったものと考えられ、当該特例納付後それほど経過していない時期の申立期間の保険料を未納のままにしておくことは考えにくい。申立期間のうち59年4月以降の期間については、オンライン記録では、申請免除期間とされ、申立人の弟も当該期間は申請免除期間とされているが、当時の申立人自身の仕事及び収入や保険料の納付状況に関する説明は具体的であるほか、申立人は、弟の免除申請時には年金受給額に影響があるので安易に申請しないよう注意したことを記憶しており、申立人が免除申請をしなければならぬような事情は無かったものと考えられること、弟は、当時保険料を納付していた申立人から保険料の未納及び免除申請について注意を受けたことを具体的に説明していることなど、申立期

間の保険料を継続して納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。
その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から平成元年 9 月まで
② 平成元年 11 月及び同年 12 月

私は、会社を辞めた後、手続は遅れたが、国民年金の加入手続をし、さかのぼって1か月分ずつ国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人はその後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年8月ごろに払い出されており、申立人は過年度保険料の一括納付が困難であるため、所轄社会保険事務所（当時）に1か月ごとの納付書の発行を依頼したことを具体的に説明しており、オンライン記録により当該期間の前後の期間の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、上記の手帳記号番号の払出時点では当該期間のうち平成元年6月以前の期間が、納付済みの元年10月分の保険料納付の時効期限である3年11月時点では当該期間の全部が、いずれも時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

私は、国民年金制度発足当初に町内会を通して国民年金に加入し、町内会費と一緒に国民年金保険料を納付してきた。町内会での保険料徴収業務が終了してからは、私自身で保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は、当該期間直前の保険料を昭和 55 年 4 月に納付していることが国民年金被保険者名簿により確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料の現年度納付が可能であり、さらに、申立人は、当該期間中の 55 年 5 月に転居しているが、申立人の所持する年金手帳から住所変更の手続が適切に行われていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、国民年金手帳の手帳記号番号が2回払い出されており、1回目の昭和 36 年 12 月に払い出された手帳記号番号の払出簿の備考欄には「不在 消除 (35.10.1)」の記載があり、申立人の当該手帳記号番号での納付記録は確認できないこと、申立人は、町内会を通して保険料を納付していたと説明しており、申立人が所持する2回目の 42 年 4 月に払い出された手帳記号番号の年金手帳の表紙に町内会の収納管理をうかがわせる押印があるものの、当該手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができないこ

となど、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年6月までの期間及び7年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月から7年6月まで
② 平成7年10月

私の母は、平成4年に私の国民年金の加入手続きを行い、その後、遅れることはあったが、必ず私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、7か月と短期間であり、当該期間直前の平成6年10月及び同年11月の保険料が納付された8年10月時点で、過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である。

申立期間②については、1か月と短期間であり、当該期間直前の平成7年8月及び9月の保険料が納付された9年10月時点で、過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人が所持する領収証書及びオンライン記録により、申立期間の前後の期間の保険料は過年度納付されていることが確認でき、申立人の母親が納期に遅れることはあったが保険料を納付していたとする説明と合致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、区からの勧奨を受けて国民年金制度発足当時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年2月に払い出されていることが確認でき、申立期間は12か月と短期間であり、当該期間の保険料を現年度納付することは可能であったこと、申立人は43年4月から同年6月までの未納保険料を第1回特例納付により納付しているなど、未納期間の解消に努めており、国民年金制度及び保険料納付に関する意識は高かったものと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7727

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、昭和56年末に退職した後、国民年金の再加入手続を行い、加入後は国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の資格取得手続を昭和57年8月に行っていることが申立人が居住していた市が作成した国民年金被保険者名簿により確認できるほか、当該時点では申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月、62 年 6 月から同年 9 月までの期間、平成元年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から 2 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 6 月から同年 9 月まで
③ 平成元年 1 月から同年 3 月まで
④ 平成元年 10 月から 2 年 4 月まで

私は、昭和 46 年 4 月に会社に就職した時、社長に連れられて区の出張所で国民年金の加入手続を行った。以後は、平成 2 年 5 月に会社が厚生年金保険の適用事業所になるまで、社長が私の国民年金保険料を給与から天引きして納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤めていた会社が平成 2 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所になるまで、勤め先の社長が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと説明しており、申立期間①のうち昭和 61 年 3 月については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 61 年 4 月時点で、保険料を現年度納付することが可能である上、直後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立期間②及び③については、それぞれ 4 か月、3 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである。申立期間④については、7 か月と短期間であり、申立人の住所に変更はないことから、納付書は引き続き送付されていたと考えられることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 46 年 4 月から 61 年 2 月までの期間については、申立人の勤務先の社長が申立人の保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人と当時同居し、申立人の保険料を納付していたとする社長に当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和 57 年 12 月から 61 年 2 月までの期間は海外に留学していたと説明しており、申立人の所持する年金手帳にも、57 年 12 月 10 日に国民年金被保険者資格を喪失した旨の記載があることから、当該期間は国民年金の適用除外期間であるため保険料を納付することができないなど、申立人の勤務先の社長が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月、62 年 6 月から同年 9 月までの期間、平成元年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から 2 年 4 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月

私は、平成8年2月に婚姻のため退職した後に、研修期間であった申立期間を含む6年10月から同年12月までの期間が厚生年金保険の加入期間ではなく、国民年金に切替手続きを行い国民年金保険料を納付しなければならない期間であることを知り、婚姻後に転居先の区役所出張所で手続きを行い、交付された納付書で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人は、平成8年2月に退職した際に申立期間の保険料が未納であることを知ったこと、転出届の手続き時に市役所窓口で当該期間の保険料は転入先で納付するよう指導されたこと、転入先の区役所出張所の窓口で申立期間の保険料に係る手書きの過年度納付書を交付されたことなど、具体的に説明しており、申立人が転居した平成8年11月時点で、申立期間は保険料を納付することが可能な期間であることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年8月までの期間及び40年12月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から37年8月まで
② 昭和40年12月から41年3月まで

私が20歳から就職するまでの期間である申立期間①の国民年金保険料は祖父がすべて納付してくれていたと聞いている。申立期間②については、昭和40年12月末に会社を退職し、年が明けてすぐの時期に、私が加入手続をして保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月以降、3号被保険者になる前の平成9年3月まで国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人には二つの国民年金手帳の記号番号が払い出されており、1回目の手帳記号番号が払い出された昭和38年5月時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、祖父から20歳から就職するまでの期間の保険料をすべて納付していると聞いたことを記憶しており、祖父が加入手続及び保険料の納付をしていた申立人の母及び兄は、申立期間を含め国民年金制度発足当初の36年4月から保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②については、当該期間は4か月と短期間であり、申立人の2回目の手帳記号番号が払い出された昭和41年2月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能である。また、申立人は、41年1月に区出張所で40年12月に会社を退職した事を告げ、印紙により保険料を納付したことを記憶しており、当時の保険料の納付方法等と合致している上、申立人が納

付したとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年3月まで

私の父は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から父が亡くなる50年まで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、申立期間を除き60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間直前の39年4月から同年12月までの期間の保険料は、未納とされていたが、平成21年11月に特殊台帳に納付済みと記載されていたことが判明したことにより納付済みに訂正されており、申立期間に近接する時期の申立人の記録管理に不適切な状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、妻が自宅に届いた納付書で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の保険料を夫婦一緒に納付していたとする妻は、3か月分の納付書を区役所に持参して納付したと具体的に説明しており、当時の納付方法と合致している上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人及びその妻が所持する領収証書により、申立期間の直前の期間の保険料は同一日に納付されていることが確認でき、妻は申立期間の保険料は納付済みであるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私が自宅に届いた納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の保険料を夫婦一緒に納付していたとする申立人は、3か月分の納付書を区役所に持参して納付したと具体的に説明しており、当時の納付方法と合致している上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人及びその夫が所持する領収証書により、申立期間の直前の期間の保険料は同一日に納付されていることが確認でき、夫は申立期間の保険料は納付済みであるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 9 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、20 歳にさかのぼって国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 10 月以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間を含め国民年金制度発足時から 60 歳到達時まで保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 2 月時点では、申立期間の保険料を過年度及び現年度納付することが可能であり、申立人は、母親から申立人の保険料は 20 歳から納めていると聞いたと説明しており、申立人の父親も同様の説明をしているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 10 月まで

私は、申立期間当時は生活保護を受けていたので、国民年金保険料は免除されるはずである。申立期間の直前の期間は保険料が免除（全額免除）されているのに、申立期間の保険料が免除ではなく、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳、オンライン記録及び当時申立人が生活保護法による生活扶助の申請を行った福祉事務所の生活扶助に係る記録の回答により、申立人は、母子寮に転居した直後の昭和 46 年 4 月に福祉事務所で生活扶助の申請を行い、同年 7 月から生活扶助を受けることとなったこと、及び同月から 47 年 3 月までの国民年金保険料は法定免除されていることが確認できる。

また、申立人は、生活保護の開始及び終了時を具体的に説明しており、福祉事務所の生活保護に関する記録と合致している上、申立期間を含む昭和 46 年 7 月から 47 年 10 月までの期間については、申立人が生活保護を受け、その間に生活保護の扶助の内容に変化がないことを福祉事務所が回答しているなど、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年7月まで

私は、昭和36年に夫の勧めにより国民年金に加入し、加入当初は市役所支所で、その後は集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和38年8月から61年4月に第3号被保険者となるまでの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和38年8月ごろに払い出されているが、申立人が所持する国民年金手帳には36年4月1日に任意加入被保険者として資格を取得したことが記載されており、申立人は、33年に結婚し、国民年金制度発足当初の36年に国民年金に任意加入したと説明していること、申立人は、主に集金人に保険料を納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた市では36年7月から市職員による出張検認が開始されていたことが確認できることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7747

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から同年 9 月まで
私たち夫婦は、婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、また、申立人は、夫が勤務していた工務店が経営不振のため国民年金保険料の申請免除を受けた時期以外は夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しており、申立人は昭和 50 年 10 月以降、申請免除期間（5年）及びその直前の未納期間（3か月）と申立期間を除いて、保険料をすべて納付していること、納付時期が確認できる夫婦の保険料についてみると、おおむね夫婦同一月又は同一日に納付されていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで

私たち夫婦は、婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、また、申立人の妻は、夫が勤務していた工務店が経営不振のため国民年金保険料の申請免除を受けた時期以外は夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しており、申立人は、昭和 43 年度以降、申請免除の時期及び死亡直前の時期と申立期間を除いて、保険料をすべて納付していること、申立期間のうち昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの期間について妻の保険料は納付済みであること、納付時期が確認できる夫婦の保険料についてみると、おおむね夫婦同一月又は同一日に納付されていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月

私の妻は、私が退職して平成6年に開店した飲食店が軌道に乗ってきたため、8年から夫婦二人分の申立期間を含む未納分と現年度分の国民年金保険料を併せて毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間で1回のみであり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立人の妻が、申立期間を含む未納分と現年度分の保険料を併せて毎月納付していたと説明しており、オンライン記録によると、平成6年4月から7年3月までの保険料は、申立期間を除き、8年5月以降に1か月分ずつ現年度保険料と併せて納付されていることが確認でき、申立人が毎月納付したと説明する夫婦二人分の金額は当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられず、保険料を納付した当時に、保険料を納付することが困難な状況にあったとうかがわれる事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月

私は、夫が退職して平成6年に開店した飲食店が軌道に乗ってきたため、8年から夫婦二人分の申立期間を含む未納分と現年度分の国民年金保険料を併せて毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間で1回のみであり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を60歳到達時まですべて納付している。

また、申立人は、申立期間を含む未納分と現年度分の保険料を併せて毎月納付していたと説明しており、オンライン記録によると、平成6年4月から7年3月までの保険料は、申立期間を除き、8年5月以降に1か月分ずつ現年度保険料と併せて納付されていることが確認でき、毎月納付したと説明する夫婦二人分の金額は当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられず、保険料を納付したときに、保険料を納付することが困難な状況にあったとうかがわれる事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7755

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月

私は、会社を退職した昭和52年9月ころに厚生年金保険から国民年金への切替手続を市役所で行い、以降、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年12月時点で、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である上、同年10月からの保険料が、納付済みとなっていることを踏まえると、申立人が申立期間のみを納付しなかったとは考え難い。また、昭和53年4月から54年3月までの期間の保険料は前納されていることから、申立人は53年4月に当該保険料を前納したものと考えられ、当該時点においても申立期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月
② 昭和 61 年 8 月から同年 10 月まで

申立期間①の国民年金保険料は、還付されて昭和 61 年 10 月に私名義の口座に振り込まれているとのことだが、私は受け取った記憶は無い。申立期間②は、昭和 61 年 7 月分の保険料と一緒に納付した。申立期間①の保険料が還付済みとされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間前の厚生年金保険から国民年金第 1 号被保険者への切替手続、申立期間後の第 3 号被保険者への 3 度の種別変更手続をおおむね適切に行っている。
- 2 申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 6 月ころに払い出されており、直前の同年 5 月の国民年金保険料は納付済みであること、また、当該期間直前の申立期間①の保険料は、厚生年金保険の加入期間であることを理由に還付済みとされているものの、納付していたことがオンライン記録で確認できることから、申立期間②の納付書についても発行されていたと考えられるなど、申立期間①の保険料と一緒に納付したとする申立内容に不自然さはみられない。
- 3 しかしながら、申立期間①は、上記のとおり、厚生年金保険の被保険者期間であることから、申立期間の保険料が還付された理由について不自然さはみられない。また、オンライン記録にも還付事由、還付金額、還付期間、還付決定日及び還付支払日が明確に記載されており、当該記載内容に

不合理な点は見当たらず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 61 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年10月から60年10月まで
② 平成12年4月

私は、国民年金の加入当初から国民年金保険料をまじめに納付してきたので、申立期間のみ保険料を納付していないということは考えられない。申立期間が国民年金に未加入又は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を夫の厚生年金保険から国民年金への変更手続と同時に行い、申立期間の夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと説明しており、夫の国民年金資格の再取得年月日は、オンライン記録では平成12年4月28日と記載され、夫は当該期間の保険料を納付済みであるほか、申立人は申立期間後の国民年金保険料をすべて納付又は免除されているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和58年10月27日に国民年金資格を喪失し、60年11月20日に資格を取得したことが記載され、年度別納付状況リストでも資格喪失日が58年10月27日と記載されており、当該期間は未加入期間であったこと、申立人の所持する昭和60年度の現年度保険料の領収証書には60年4月から同年10月までの欄に消印又は線が引かれ、保険料が納付できないようになっていることが確認できることなど、申立人が当該期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7767

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月から付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、そのうち昭和 50 年 4 月以降の申立期間を除く期間については、付加保険料を含む保険料を納付している。

また、申立人が当時居住していた市では、定額保険料と付加保険料を合算した金額の 1 か月ごとの納付書を年度当初に発行していたとしていること、申立期間の付加保険料が還付された記録も無いことなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月

私の父は、私と弟の国民年金加入手続をしてくれ、姉の未納保険料を含めてすべて納付してくれた。姉と弟の分が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の父親が保険料を納付していたとする申立人の姉及び弟は、大学卒業後又は20歳以降の保険料が納付済みであること、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年3月に弟と連番で払い出されており、当該時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立期間直後の期間の保険料は過年度納付されている上、弟も20歳までさかのぼって2か月分の過年度保険料が納付されていること、申立人は、申立期間を含む平成5年度分の過年度保険料額及び6年度分の現年度保険料額を算出した「国民年金のお支払い金額」と記載されたメモを所持しており、その金額は当時の保険料額と一致していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対し、申立期間に係る賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金給付に反映されないため記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
9960	男		昭和25年生		平成18年3月15日	142万5,000円
					平成19年3月15日	146万3,000円
9961	男		昭和18年生		平成17年7月14日	25万3,000円
					平成17年12月14日	43万7,000円
					平成18年3月15日	24万7,000円
					平成18年7月13日	26万円
					平成18年12月14日	40万円
					平成19年3月15日	20万4,000円
					平成19年7月12日	25万3,000円
9962	男		昭和25年生		平成17年7月14日	138万3,000円
					平成17年12月14日	142万5,000円
					平成18年3月15日	128万3,000円
					平成18年7月13日	135万円
					平成18年12月14日	146万3,000円
					平成19年3月15日	131万7,000円
9963	男		昭和25年生		平成19年7月12日	145万3,000円
					平成17年7月14日	104万2,000円
					平成17年12月14日	125万7,000円
					平成18年3月15日	103万5,000円
					平成18年7月13日	104万円
					平成18年12月14日	146万3,000円
					平成19年3月15日	106万3,000円
9964	男		昭和23年生		平成19年7月12日	114万1,000円
					平成17年7月14日	82万8,000円
					平成17年12月14日	88万1,000円
					平成18年3月15日	84万5,000円
					平成18年7月13日	80万円
					平成18年12月14日	104万4,000円
					平成19年3月15日	87万8,000円
9965	男		昭和20年生		平成19年7月12日	82万9,000円
					平成17年12月14日	40万8,000円
					平成18年3月15日	26万6,000円
					平成18年7月13日	28万円
					平成18年12月14日	41万9,000円
					平成19年3月15日	22万4,000円
9966	男		昭和27年生		平成19年7月12日	27万3,000円
					平成17年7月14日	80万8,000円
					平成17年12月14日	91万6,000円
					平成18年3月15日	82万6,000円
					平成18年7月13日	78万円
					平成18年12月14日	102万4,000円
					平成19年3月15日	78万円
9967	男		昭和26年生		平成19年7月12日	73万1,000円
					平成17年7月14日	59万4,000円
					平成17年12月14日	69万4,000円
					平成18年3月15日	33万2,000円
					平成18年7月13日	59万円
					平成18年12月14日	64万4,000円
					平成19年3月15日	35万1,000円
平成19年7月12日	54万6,000円					

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
9968	男		昭和22年生		平成17年7月14日	40万9,000円
					平成17年12月14日	37万1,000円
					平成18年3月15日	38万9,000円
					平成18年7月13日	41万円
					平成18年12月14日	59万5,000円
					平成19年3月15日	40万円
					平成19年7月12日	41万9,000円
9969	男		昭和27年生		平成17年7月14日	115万9,000円
					平成17年12月14日	142万5,000円
					平成18年3月15日	132万1,000円
					平成18年7月13日	139万円
					平成18年12月14日	146万3,000円
					平成19年3月15日	133万6,000円
					平成19年7月12日	146万3,000円
9970	男		昭和34年生		平成17年7月14日	84万7,000円
					平成17年12月14日	121万9,000円
					平成18年3月15日	95万9,000円
					平成18年7月13日	89万円
					平成18年12月14日	134万6,000円
					平成19年3月15日	97万5,000円
					平成19年7月12日	96万6,000円
9971	男		昭和25年生		平成17年7月14日	24万3,000円
					平成17年12月14日	32万5,000円
					平成18年3月15日	24万7,000円
					平成18年7月13日	25万円
					平成18年12月14日	48万7,000円
					平成19年3月15日	24万3,000円
					平成19年7月12日	34万1,000円
9972	男		昭和35年生		平成17年7月14日	43万8,000円
					平成17年12月14日	63万1,000円
					平成18年3月15日	38万9,000円
					平成18年7月13日	45万円
					平成18年12月14日	74万1,000円
					平成19年3月15日	40万9,000円
					平成19年7月12日	48万7,000円
9973	男		昭和28年生		平成17年7月14日	112万円
					平成17年12月14日	142万5,000円
					平成18年3月15日	111万2,000円
					平成18年7月13日	115万円
					平成18年12月14日	146万3,000円
					平成19年3月15日	115万1,000円
					平成19年7月12日	117万円
9974	男		昭和20年生		平成17年7月14日	29万2,000円
					平成17年12月14日	38万9,000円
					平成18年3月15日	24万7,000円
					平成18年7月13日	26万円
					平成18年12月14日	40万円
					平成19年3月15日	25万3,000円
					平成19年7月12日	31万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
9975	男		昭和37年生		平成17年7月14日	138万3,000円
					平成17年12月14日	142万5,000円
					平成18年3月15日	128万3,000円
					平成18年7月13日	137万円
					平成18年12月14日	146万3,000円
					平成19年3月15日	132万7,000円
					平成19年7月12日	143万4,000円
9976	男		昭和22年生		平成17年7月14日	35万円
					平成17年12月14日	40万8,000円
					平成18年3月15日	30万4,000円
					平成18年7月13日	35万円
					平成18年12月14日	54万6,000円
					平成19年3月15日	32万2,000円
					平成19年7月12日	41万9,000円
9977	男 (死亡)		昭和34年生		平成17年7月14日	106万2,000円
					平成17年12月14日	142万5,000円
					平成18年3月15日	106万4,000円
					平成18年7月13日	109万円
					平成18年12月14日	146万3,000円
					平成19年3月15日	109万2,000円
					平成19年7月12日	113万1,000円
9978	男		昭和23年生		平成17年7月14日	39万9,000円
					平成17年12月14日	46万円
					平成18年3月15日	37万円
					平成18年7月13日	40万円
					平成18年12月14日	54万6,000円
					平成19年3月15日	38万円
					平成19年7月12日	43万9,000円
9979	男		昭和24年生		平成17年7月14日	15万5,000円
					平成17年12月14日	42万1,000円
					平成18年3月15日	24万7,000円
					平成18年7月13日	21万円
9980	男		昭和38年生		平成17年7月14日	84万7,000円
					平成17年12月14日	117万7,000円
					平成18年3月15日	91万2,000円
					平成18年7月13日	88万円
					平成18年12月14日	138万5,000円
					平成19年3月15日	95万6,000円
					平成19年7月12日	93万6,000円
9981	男		昭和40年生		平成17年7月14日	66万2,000円
					平成17年12月14日	79万1,000円
					平成18年3月15日	66万5,000円
					平成18年7月13日	69万円
					平成18年12月14日	105万3,000円
					平成19年3月15日	70万2,000円
					平成19年7月12日	77万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
9982	男		昭和29年生		平成17年7月14日	114万円
					平成17年12月14日	142万5,000円
					平成18年3月15日	132万1,000円
					平成18年7月13日	139万円
					平成18年12月14日	146万3,000円
					平成19年3月15日	135万6,000円
					平成19年7月12日	146万3,000円
9983	男		昭和28年生		平成17年7月14日	53万6,000円
					平成17年12月14日	86万3,000円
					平成18年3月15日	45万6,000円
					平成18年7月13日	53万円
					平成18年12月14日	91万7,000円
					平成19年3月15日	47万8,000円
					平成19年7月12日	57万5,000円
9984	男		昭和36年生		平成17年7月14日	37万円
					平成17年12月14日	43万3,000円
					平成18年3月15日	36万1,000円
					平成18年7月13日	39万円
					平成18年12月14日	64万4,000円
					平成19年3月15日	37万円
					平成19年7月12日	45万8,000円
9985	男		昭和35年生		平成17年7月14日	89万6,000円
					平成17年12月14日	117万1,000円
					平成18年3月15日	91万2,000円
					平成18年7月13日	92万円
					平成18年12月14日	136万6,000円
					平成19年3月15日	97万5,000円
					平成19年7月12日	99万5,000円
9986	男		昭和32年生		平成17年7月14日	48万7,000円
					平成17年12月14日	63万8,000円
					平成18年3月15日	39万9,000円
					平成18年7月13日	50万円
					平成18年12月14日	82万9,000円
					平成19年3月15日	43万9,000円
					平成19年7月12日	53万6,000円
9987	男		昭和48年生		平成17年7月14日	51万6,000円
					平成17年12月14日	71万円
					平成18年3月15日	49万4,000円
					平成18年7月13日	54万円
					平成18年12月14日	85万8,000円
					平成19年3月15日	52万6,000円
					平成19年7月12日	56万5,000円
9988	男		昭和28年生		平成17年7月14日	55万5,000円
					平成17年12月14日	65万1,000円
					平成18年3月15日	53万2,000円
					平成18年7月13日	52万円
					平成18年12月14日	74万1,000円
					平成19年3月15日	52万6,000円
					平成19年7月12日	50万7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
9989	男		昭和31年生		平成17年7月14日	22万4,000円
					平成17年12月14日	46万円
					平成18年3月15日	27万5,000円
					平成18年7月13日	23万円
					平成18年12月14日	48万7,000円
					平成19年3月15日	30万2,000円
					平成19年7月12日	37万円
9990	男		昭和36年生		平成17年7月14日	45万8,000円
					平成17年12月14日	59万8,000円
					平成18年3月15日	49万4,000円
					平成18年7月13日	46万円
					平成18年12月14日	72万2,000円
					平成19年3月15日	50万7,000円
					平成19年7月12日	46万8,000円
9991	女		昭和38年生		平成17年7月14日	26万3,000円
					平成17年12月14日	45万円
					平成18年3月15日	29万4,000円
					平成18年7月13日	28万円
					平成18年12月14日	47万8,000円
					平成19年3月15日	31万2,000円
					平成19年7月12日	34万1,000円
9992	男		昭和35年生		平成17年7月14日	81万8,000円
					平成17年12月14日	120万1,000円
					平成18年3月15日	94万円
					平成18年7月13日	85万円
					平成18年12月14日	131万7,000円
					平成19年3月15日	97万5,000円
					平成19年7月12日	93万6,000円
9993	男		昭和50年生		平成17年7月14日	41万9,000円
					平成17年12月14日	65万7,000円
					平成18年3月15日	39万9,000円
					平成18年7月13日	45万円
					平成18年12月14日	69万2,000円
					平成19年3月15日	41万9,000円
					平成19年7月12日	47万8,000円
9994	男		昭和41年生		平成17年7月14日	62万3,000円
					平成17年12月14日	80万8,000円
					平成18年3月15日	63万6,000円
					平成18年7月13日	65万円
					平成18年12月14日	99万5,000円
					平成19年3月15日	67万3,000円
					平成19年7月12日	72万2,000円
9995	女		昭和35年生		平成17年7月14日	38万9,000円
					平成17年12月14日	57万2,000円
					平成18年3月15日	45万6,000円
					平成18年7月13日	42万円
					平成18年12月14日	69万2,000円
					平成19年3月15日	46万8,000円
					平成19年7月12日	48万7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
9996	男		昭和45年生		平成17年7月14日	47万7,000円
					平成17年12月14日	59万5,000円
					平成18年3月15日	39万9,000円
					平成18年7月13日	51万円
					平成18年12月14日	80万9,000円
					平成19年3月15日	43万9,000円
					平成19年7月12日	56万5,000円
9997	女		昭和27年生		平成17年7月14日	26万3,000円
					平成17年12月14日	27万8,000円
					平成18年3月15日	29万4,000円
					平成18年7月13日	28万円
					平成18年12月14日	46万8,000円
					平成19年3月15日	29万2,000円
					平成19年7月12日	29万2,000円
9998	女		昭和47年生		平成17年7月14日	35万円
					平成17年12月14日	63万4,000円
					平成18年3月15日	40万8,000円
					平成18年7月13日	36万円
					平成18年12月14日	66万3,000円
					平成19年3月15日	41万9,000円
					平成19年7月12日	40万9,000円
9999	男		昭和43年生		平成17年7月14日	46万7,000円
					平成17年12月14日	68万3,000円
					平成18年3月15日	51万3,000円
					平成18年7月13日	49万円
					平成18年12月14日	83万9,000円
					平成19年3月15日	54万6,000円
					平成19年7月12日	60万4,000円
10000	女		昭和35年生		平成17年7月14日	34万1,000円
					平成17年12月14日	60万円
					平成18年3月15日	42万7,000円
					平成18年7月13日	38万円
					平成18年12月14日	73万1,000円
					平成19年3月15日	45万8,000円
					平成19年7月12日	46万8,000円
10001	男		昭和39年生		平成17年7月14日	80万8,000円
					平成17年12月14日	111万3,000円
					平成18年3月15日	93万1,000円
					平成18年7月13日	84万円
					平成18年12月14日	130万7,000円
					平成19年3月15日	96万6,000円
					平成19年7月12日	92万7,000円
10002	男		昭和17年生		平成17年7月14日	14万6,000円
					平成17年12月14日	38万円
					平成18年3月15日	23万7,000円
					平成18年7月13日	15万円
					平成18年12月14日	39万円
					平成19年3月15日	19万5,000円
					平成19年7月12日	24万3,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10003	男		昭和43年生		平成17年7月14日	64万3,000円
					平成17年12月14日	83万1,000円
					平成18年3月15日	67万4,000円
					平成18年7月13日	67万円
					平成18年12月14日	102万4,000円
					平成19年3月15日	71万2,000円
					平成19年7月12日	73万1,000円
10004	女		昭和40年生		平成17年7月14日	44万8,000円
					平成17年12月14日	82万6,000円
					平成18年3月15日	47万5,000円
					平成18年7月13日	47万円
					平成18年12月14日	85万8,000円
					平成19年3月15日	49万7,000円
					平成19年7月12日	50万7,000円
10005	男		昭和43年生		平成17年7月14日	55万5,000円
					平成17年12月14日	74万円
					平成18年3月15日	55万1,000円
					平成18年7月13日	61万円
					平成18年12月14日	89万7,000円
					平成19年3月15日	59万5,000円
					平成19年7月12日	66万3,000円
10006	男		昭和32年生		平成17年7月14日	83万8,000円
					平成17年12月14日	113万3,000円
					平成18年3月15日	93万1,000円
					平成18年7月13日	89万円
					平成18年12月14日	126万8,000円
					平成19年3月15日	96万6,000円
					平成19年7月12日	95万6,000円
10007	女		昭和29年生		平成17年7月14日	21万4,000円
					平成17年12月14日	38万9,000円
					平成18年3月15日	24万7,000円
					平成18年7月13日	23万円
					平成18年12月14日	40万円
					平成19年3月15日	24万3,000円
					平成19年7月12日	26万3,000円
10008	男		昭和32年生		平成17年7月14日	89万6,000円
					平成17年12月14日	127万7,000円
					平成18年3月15日	95万円
					平成18年7月13日	90万円
					平成18年12月14日	136万6,000円
					平成19年3月15日	99万5,000円
					平成19年7月12日	97万5,000円
10009	男		昭和37年生		平成17年7月14日	84万7,000円
					平成17年12月14日	117万8,000円
					平成18年3月15日	93万1,000円
					平成18年7月13日	90万円
					平成18年12月14日	131万7,000円
					平成19年3月15日	95万6,000円
					平成19年7月12日	94万6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10010	男		昭和26年生		平成17年7月14日	53万6,000円
					平成17年12月14日	63万1,000円
					平成18年3月15日	42万7,000円
					平成18年7月13日	55万円
					平成18年12月14日	84万8,000円
					平成19年3月15日	44万8,000円
					平成19年7月12日	57万5,000円
10011	男		昭和47年生		平成17年7月14日	51万6,000円
					平成17年12月14日	84万3,000円
					平成18年3月15日	53万2,000円
					平成18年7月13日	56万円
					平成18年12月14日	87万8,000円
					平成19年3月15日	56万5,000円
					平成19年7月12日	60万4,000円
10012	男		昭和45年生		平成17年7月14日	45万8,000円
					平成17年12月14日	74万6,000円
					平成18年3月15日	47万5,000円
					平成18年7月13日	47万円
					平成18年12月14日	76万1,000円
					平成19年3月15日	49万7,000円
					平成19年7月12日	48万7,000円
10013	女		昭和51年生		平成17年7月14日	30万2,000円
					平成17年12月14日	52万2,000円
					平成18年3月15日	35万1,000円
					平成18年7月13日	33万円
					平成18年12月14日	54万6,000円
					平成19年3月15日	37万円
					平成19年7月12日	40万9,000円
10014	男		昭和53年生		平成17年7月14日	41万9,000円
					平成17年12月14日	75万7,000円
					平成18年3月15日	46万5,000円
					平成18年7月13日	45万円
					平成18年12月14日	82万9,000円
					平成19年3月15日	51万7,000円
					平成19年7月12日	53万6,000円
10015	女		昭和50年生		平成17年7月14日	24万3,000円
					平成17年12月14日	42万7,000円
					平成18年3月15日	28万5,000円
					平成18年7月13日	25万円
					平成18年12月14日	44万8,000円
					平成19年3月15日	30万2,000円
					平成19年7月12日	34万1,000円
10016	男		昭和49年生		平成17年7月14日	41万9,000円
					平成17年12月14日	64万2,000円
					平成18年3月15日	40万8,000円
					平成18年7月13日	44万円
					平成18年12月14日	68万3,000円
					平成19年3月15日	43万9,000円
					平成19年7月12日	46万8,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10017	男		昭和48年生		平成17年7月14日	38万9,000円
					平成17年12月14日	68万3,000円
					平成18年3月15日	43万7,000円
					平成18年7月13日	41万円
					平成18年12月14日	73万1,000円
					平成19年3月15日	45万8,000円
					平成19年7月12日	45万8,000円
10018	女		昭和50年生		平成17年7月14日	26万3,000円
					平成17年12月14日	47万5,000円
					平成18年3月15日	30万4,000円
					平成18年7月13日	28万円
					平成18年12月14日	50万7,000円
					平成19年3月15日	33万1,000円
					平成19年7月12日	41万9,000円
10019	男		昭和53年生		平成17年7月14日	36万円
					平成17年12月14日	52万9,000円
					平成18年3月15日	36万1,000円
					平成18年7月13日	41万円
					平成18年12月14日	69万2,000円
					平成19年3月15日	46万8,000円
					平成19年7月12日	49万7,000円
10020	女		昭和49年生		平成17年7月14日	28万2,000円
					平成17年12月14日	48万4,000円
					平成18年3月15日	32万3,000円
					平成18年7月13日	30万円
					平成18年12月14日	50万7,000円
					平成19年3月15日	35万1,000円
					平成19年7月12日	38万円
10021	女		昭和55年生		平成17年7月14日	29万2,000円
					平成17年12月14日	49万4,000円
					平成18年3月15日	32万3,000円
					平成18年7月13日	32万円
					平成18年12月14日	52万6,000円
					平成19年3月15日	34万1,000円
					平成19年7月12日	41万9,000円
10022	女		昭和46年生		平成17年7月14日	40万9,000円
					平成17年12月14日	59万8,000円
					平成18年3月15日	39万9,000円
					平成18年7月13日	43万円
					平成18年12月14日	64万4,000円
					平成19年3月15日	44万8,000円
					平成19年7月12日	50万7,000円
10023	女		昭和51年生		平成17年7月14日	40万9,000円
					平成17年12月14日	59万8,000円
					平成18年3月15日	39万9,000円
					平成18年7月13日	43万円
					平成18年12月14日	64万4,000円
					平成19年3月15日	44万8,000円
					平成19年7月12日	50万7,000円
10024	女		昭和54年生		平成17年7月14日	29万2,000円
					平成17年12月14日	49万4,000円
					平成18年3月15日	32万3,000円
					平成18年7月13日	32万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10025	男		昭和53年生		平成17年7月14日	29万2,000円
					平成17年12月14日	48万3,000円
					平成18年3月15日	31万3,000円
					平成18年7月13日	33万円
10026	男		昭和51年生		平成17年7月14日	31万1,000円
					平成17年12月14日	49万3,000円
					平成18年3月15日	32万3,000円
					平成18年7月13日	35万円
					平成18年12月14日	53万6,000円
					平成19年3月15日	35万1,000円
					平成19年7月12日	41万9,000円
10027	男		昭和51年生		平成17年7月14日	43万8,000円
					平成17年12月14日	64万1,000円
					平成18年3月15日	41万8,000円
					平成18年7月13日	46万円
					平成18年12月14日	67万3,000円
					平成19年3月15日	46万8,000円
					平成19年7月12日	54万6,000円
10028	男		昭和52年生		平成17年7月14日	29万2,000円
					平成17年12月14日	47万5,000円
					平成18年3月15日	34万2,000円
					平成18年7月13日	38万円
					平成18年12月14日	54万6,000円
					平成19年3月15日	39万円
					平成19年7月12日	43万9,000円
10029	男		昭和38年生		平成17年7月14日	58万4,000円
					平成17年12月14日	85万5,000円
					平成18年3月15日	39万9,000円
					平成18年7月13日	60万円
					平成18年12月14日	87万8,000円
					平成19年3月15日	39万円
					平成19年7月12日	60万5,000円
10030	女		昭和56年生		平成17年7月14日	23万3,000円
					平成17年12月14日	43万7,000円
					平成18年3月15日	28万5,000円
					平成18年7月13日	26万円
					平成18年12月14日	48万7,000円
					平成19年3月15日	32万2,000円
					平成19年7月12日	37万円
10031	女		昭和53年生		平成17年7月14日	19万4,000円
					平成17年12月14日	33万2,000円
					平成18年3月15日	22万8,000円
					平成18年7月13日	23万円
					平成18年12月14日	39万円
					平成19年3月15日	27万3,000円
					平成19年7月12日	34万1,000円
10032	女		昭和52年生		平成17年7月14日	25万3,000円
					平成17年12月14日	46万5,000円
					平成18年3月15日	29万4,000円
					平成18年7月13日	27万円
					平成18年12月14日	51万7,000円
					平成19年3月15日	33万1,000円
					平成19年7月12日	38万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10033	男		昭和47年生		平成17年7月14日	26万3,000円
					平成17年12月14日	44万6,000円
					平成18年3月15日	28万5,000円
					平成18年7月13日	30万円
					平成18年12月14日	45万8,000円
					平成19年3月15日	31万2,000円
					平成19年7月12日	43万9,000円
10034	女		昭和52年生		平成17年7月14日	9万7,000円
					平成17年12月14日	24万7,000円
					平成18年3月15日	21万8,000円
					平成18年7月13日	21万円
					平成18年12月14日	30万2,000円
10035	女		昭和57年生		平成17年7月14日	9万7,000円
10036	男		昭和54年生		平成17年7月14日	23万3,000円
					平成17年12月14日	33万2,000円
					平成18年3月15日	23万7,000円
					平成18年7月13日	28万円
					平成18年12月14日	34万1,000円
					平成19年3月15日	34万1,000円
					平成19年7月12日	39万円
10037	男		昭和56年生		平成17年7月14日	23万3,000円
					平成17年12月14日	38万円
					平成18年3月15日	24万7,000円
					平成18年7月13日	28万円
					平成18年12月14日	39万円
					平成19年3月15日	29万2,000円
					平成19年7月12日	39万円
10038	男		昭和58年生		平成17年7月14日	23万3,000円
					平成17年12月14日	38万円
					平成18年3月15日	23万7,000円
					平成18年7月13日	30万円
					平成18年12月14日	39万円
					平成19年3月15日	23万4,000円
					平成19年7月12日	37万円
10039	男		昭和56年生		平成17年7月14日	22万4,000円
					平成17年12月14日	33万2,000円
					平成18年3月15日	21万8,000円
					平成18年7月13日	28万円
					平成18年12月14日	40万9,000円
					平成19年3月15日	27万3,000円
					平成19年7月12日	39万円
10040	男		昭和46年生		平成17年7月14日	42万8,000円
					平成17年12月14日	61万7,000円
					平成18年3月15日	28万5,000円
					平成18年7月13日	46万円
					平成18年12月14日	63万4,000円
					平成19年3月15日	32万2,000円
					平成19年7月12日	47万8,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10041	男		昭和53年生		平成17年7月14日	24万3,000円
					平成17年12月14日	36万1,000円
					平成18年3月15日	24万7,000円
					平成18年7月13日	30万円
					平成18年12月14日	46万8,000円
					平成19年3月15日	32万2,000円
					平成19年7月12日	43万9,000円
10042	女		昭和56年生		平成17年7月14日	9万7,000円
					平成17年12月14日	17万1,000円
					平成18年3月15日	15万2,000円
					平成18年7月13日	20万円
					平成18年12月14日	34万1,000円
					平成19年3月15日	25万3,000円
					平成19年7月12日	36万1,000円
10043	男		昭和53年生		平成17年12月14日	7万6,000円
					平成18年3月15日	11万4,000円
					平成18年7月13日	20万円
					平成18年12月14日	34万1,000円
					平成19年3月15日	27万3,000円
					平成19年7月12日	37万円
10044	女		昭和58年生		平成17年12月14日	2万8,000円
					平成18年3月15日	6万6,000円
					平成18年7月13日	12万円
					平成18年12月14日	24万3,000円
					平成19年3月15日	19万5,000円
					平成19年7月12日	25万3,000円
10045	女		昭和55年生		平成17年12月14日	2万8,000円
					平成18年3月15日	5万7,000円
					平成18年7月13日	12万円
					平成18年12月14日	24万3,000円
					平成19年3月15日	19万5,000円
					平成19年7月12日	26万3,000円
10046	男		昭和48年生		平成17年12月14日	2万8,000円
10047	男		昭和58年生		平成18年7月13日	5万円
					平成18年12月14日	9万7,000円
					平成19年3月15日	11万7,000円
					平成19年7月12日	31万2,000円
10048	男		昭和50年生		平成18年7月13日	6万円
					平成18年12月14日	25万3,000円
					平成19年3月15日	25万3,000円
					平成19年7月12日	39万円
10049	男		昭和56年生		平成18年7月13日	5万円
					平成18年12月14日	9万7,000円
					平成19年3月15日	14万6,000円
					平成19年7月12日	29万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10050	女		昭和53年生		平成18年12月14日	4万8,000円
					平成19年3月15日	6万8,000円
10051	男		昭和47年生		平成19年3月15日	4万8,000円
					平成19年7月12日	7万8,000円
10052	女		昭和53年生		平成19年3月15日	2万9,000円
					平成19年7月12日	7万8,000円
10053	女		昭和47年生		平成19年3月15日	3万9,000円
					平成19年7月12日	7万8,000円
10054	女		昭和26年生		平成17年7月14日	29万2,000円
					平成17年12月14日	38万円
					平成18年3月15日	24万7,000円
					平成18年7月13日	30万円
					平成18年12月14日	39万円
					平成19年3月15日	22万4,000円
					平成19年7月12日	34万1,000円
10055	男		昭和37年生		平成17年7月14日	29万2,000円
					平成17年12月14日	37万4,000円
					平成18年3月15日	21万8,000円
					平成18年7月13日	30万円
					平成18年12月14日	39万円
					平成19年3月15日	19万5,000円
					平成19年7月12日	34万1,000円
10056	男		昭和42年生		平成17年7月14日	41万9,000円
					平成17年12月14日	59万3,000円
					平成18年3月15日	36万1,000円
					平成18年7月13日	45万円
					平成18年12月14日	61万4,000円
					平成19年3月15日	38万円
					平成19年7月12日	48万7,000円
10057	男		昭和48年生		平成17年7月14日	34万1,000円
					平成17年12月14日	45万3,000円
					平成18年3月15日	28万5,000円
					平成18年7月13日	35万円
					平成18年12月14日	46万8,000円
					平成19年3月15日	27万3,000円
					平成19年7月12日	40万9,000円
10058	男		昭和46年生		平成17年7月14日	33万1,000円
					平成17年12月14日	50万3,000円
					平成18年3月15日	34万2,000円
					平成18年7月13日	35万円
					平成18年12月14日	52万6,000円
					平成19年3月15日	38万円
					平成19年7月12日	41万9,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月27日は35万円、18年3月27日は43万5,000円、19年4月27日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月27日
② 平成18年3月27日
③ 平成19年4月27日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賞与台帳」において確認で

きる保険料控除額及び賞与支給額から、平成17年4月27日は35万円、18年3月27日は43万5,000円、19年4月27日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月27日は25万円、18年3月27日は24万1,000円、19年4月27日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月27日
② 平成18年3月27日
③ 平成19年4月27日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賞与台帳」において確認で

きる保険料控除額及び賞与支給額から、平成17年4月27日は25万円、18年3月27日は24万1,000円、19年4月27日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月27日は15万円、18年3月27日は17万4,000円、19年4月27日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月27日
② 平成18年3月27日
③ 平成19年4月27日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賞与台帳」において確認で

きる保険料控除額及び賞与支給額から、平成17年4月27日は15万円、18年3月27日は17万4,000円、19年4月27日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年4月27日の標準賞与額に係る記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月27日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10063	男		昭和38年生		平成17年4月27日	15万円
					平成18年3月27日	20万円
10064	女		昭和56年生		平成17年4月27日	20万円
					平成18年3月27日	25万円
10065	男		昭和33年生		平成17年4月27日	30万円
					平成18年3月27日	35万円
					平成19年4月27日	35万円
10066	男		昭和49年生		平成17年4月27日	40万円
					平成18年3月27日	50万円
					平成19年4月27日	50万円
10067	男		昭和44年生		平成17年4月27日	30万円
					平成18年3月27日	30万円
10068	男		昭和56年生		平成17年4月27日	20万円
					平成18年3月27日	20万円
10069	女		昭和49年生		平成17年4月27日	20万円
					平成18年3月27日	35万円
					平成19年4月27日	25万円
10070	女		昭和32年生		平成17年4月27日	15万円
					平成18年3月27日	15万円
					平成19年4月27日	10万円
10071	男		昭和43年生		平成17年4月27日	25万円
					平成18年3月27日	15万円
					平成19年4月27日	10万円
10072	女		昭和57年生		平成18年3月27日	20万円
10073	女		昭和51年生		平成19年4月27日	5万円
10074	男		昭和54年生		平成19年4月27日	23万円
10075	女		昭和52年生		平成19年4月27日	5万円
10076	男		昭和41年生		平成19年4月27日	20万円
10077	男		昭和54年生		平成19年4月27日	5万円
10078	男		昭和52年生		平成19年4月27日	5万円
10079	女		昭和57年生		平成19年4月27日	5万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月27日は25万円、18年3月27日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年4月27日の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月27日
② 平成18年3月27日
③ 平成19年4月27日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社及びB社（現在は、C社）が当該賞与について、届出を行っていなかった。両社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成17年4月27日は25万円、18年3月27日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

C社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年1月21日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る平成8年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月21日から同年2月1日まで
② 平成8年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い。平成8年1月21日から同年3月31日まで継続勤務していた。雇用保険及び同社発行の給与支払報告書には退職日が平成8年3月30日と誤って記載され、この間社会保険料が控除されていたが、1か月分の社会保険料としては高すぎるので、3か月分の社会保険料が控除されていたと思われる。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が、A社に平成8年1月21日から勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出されたA社の平成8年分給与支払報告書（個人別明細書）によると、給与から控除された社会保険料等の金額が6万2,564円であり、この金額は当時の社会保険料の料率から判断するとおおむね2か月分（平成8年1月及び同年2月分）に相当することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年2月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、平成8年3月31日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の離職日及びA社が作成した平成8年分給与支払報告書(個人別明細書)の退職日が共に平成8年3月30日となっており、事業主及び従業員からは月末までの勤務実態について供述が得られず、また、同給与支払報告書からは2か月分の社会保険料等しか控除されていない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は平成2年10月15日であると認められることから、同社B工場における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月15日から同年11月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務(平成2年10月15日に同社本社から同社B工場に異動)していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入員台帳によると、申立人のA社本社における資格喪失日及び同社B工場における資格取得日は、平成2年10月15日と記録されており、同基金は、申立期間当時、厚生年金保険の届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人のA社B工場における被保険者資格取得日を平成2年10月15日と社会保険事務所(当時)に届け出たと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成2年10月の厚生年金基金の加入員台帳の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成3年10月1日から同年12月16日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間②のB社における資格取得日は平成3年12月16日、資格喪失日は4年3月3日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年12月16日まで
② 平成3年12月16日から4年6月ごろ

申立期間①のうち、C社に勤務していた期間の標準報酬月額が下げられている。給与が上がったにもかかわらず下げられていることに納得できない。また、申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いが、C社に継続して勤務していた。当時の給与明細書等を提出するので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成3年10月及び同年11月について、C社（厚生年金保険の加入記録はA社）に係る給与明細書により、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成3年10月及び同年11月の標準報酬月額は、給与明細書における保険料控除額から、36万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役は、A社は平成4年1月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成3年8月1日から同年9月30日までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は同額であることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正は行われな

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び給与明細書により、申立人が申立期間の一部についてC社(厚生年金保険の加入記録はB社)に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日(平成3年12月16日)は、4年3月3日付けでその記録が取り消されていることが確認できる。

また、B社の元役員は、「当時、当社が社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所から督促を受け、さかのぼって厚生年金保険の加入記録を取り消した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格取得に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のB社における資格取得日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年12月16日に、資格喪失日については、社会保険事務所の処理日である4年3月3日に訂正し、3年12月から4年2月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

他方、申立期間②のうち、平成4年3月3日以降の期間については、給与明細書により、B社の給与締切日である同年5月15日まで同社に勤務していたことは認められるが、同年3月から同年5月までの給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、平成4年6月の勤務実態については、事業主及び同僚等の供述のほか勤務を確認できる関連資料等が無いことから勤務していたことは不明である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②のうち、平成4年3月3日以降の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年12月1日）及び資格取得日（24年4月24日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2,700円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から24年4月24日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は休職していたが、給与は支給され社会保険料は控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、A社C支店において昭和23年10月1日に資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失後、24年4月24日に同支店において再度資格を取得しており、23年12月1日から24年4月24日までの被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記社員台帳には、昭和23年11月14日から24年4月18日まで休職と記録されているところ、申立期間当時の休職の取扱いについて、B社は、「給与の基本給及び一部手当を支給し、その給与から社会保険料及び雇用保険料は控除していたはずである。」と回答している。

さらに、社員台帳において、他の期間においても休職と記録されているが、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、2,700円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年12月から24年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与支払明細書により、申立人は、申立期間にその主張する33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与支払明細書により、申立人は、申立期間にその主張する27万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与支払明細書により、申立人は、申立期間にその主張する23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を39万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与支払明細書により、申立人は、申立期間にその主張する39万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与支払明細書により、申立人は、申立期間にその主張する25万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険標準賞与額の記録が無い。同社により記録の訂正は行われたが、厚生年金保険料は時効のため納付できず、当該記録は年金の記録に反映されないため、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立期間の賞与支払明細書に記載されている保険料控除額から、42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成5年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年6月から5年3月までの標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月30日から5年4月1日まで
② 平成5年4月1日から同年7月29日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間②は別の事業所名で厚生年金保険の加入記録があるが、当該期間もA社に勤務していたので、同社の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年5月21日）の後の平成5年6月23日付けで、4年6月30日と記録され、同日に同年10月に係る標準報酬月額の定時決定の記録が^{さかのぼ}遡って取り消されている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日をB社の資格取得日である5年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年5月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は、B社において厚生年金保険の被保険者記録があるが、同社には勤務しておらず、引き続きA社で勤務していたとしている。

しかし、A社の事業主は既に死亡しており、B社の事業主は連絡先が不明で確認が取れない。

一方、オンライン記録において、A社で資格喪失した後にB社で申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員は、B社の事業主が、A社の従業員をB社に移籍させた可能性があるとしている。

このほか、申立人の当該期間に係る確認できる記録や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 4 年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、平成 2 年 11 月から 4 年 8 月までの標準報酬月額が、事実と相違し低く記録されている。申立期間に係る源泉徴収票、給与明細書及び納税通知を提出するので、申立期間における標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する 53 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 4 年 9 月 30 日）の後の同年 11 月 24 日付けで、2 年 11 月 1 日の記録が 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人が申立期間において同社の取締役であったことが確認できる。しかし、A社の代表取締役は、「申立人はデザイナーを兼ねる立場にある企画部の役員であり、社会保険の届出事務そきゅうに関与していなかった。」と供述しており、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正に係る手続に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立期間に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月3日

A会に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書で標準賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA会から提出された賃金台帳により、申立人は平成16年12月3日に賞与を支給され、標準賞与額の上限額（150万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、A会は、申立人の定年後雇用のため、申立人に係る平成16年12月1日付けの健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同資格取得届を同年12月6日に社会保険事務所に提出し、その後、申立人に係る同資格取得届に記載した整理番号に基づき、同年12月の健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していることが確認できる。

しかし、社会保険事務所では、A会の申立人に係る上記賞与支払届を平成16年12月10日に、その後、申立人に係る同資格取得届を同年12月14日に処理したことから、申立人の申立期間の標準賞与額が記録されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、平成16年12月3日に支給された賞与において、申立人の主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書の記録から、150万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和53年10月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月26日から同年10月1日まで
ねんきん特別便で確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B会より送られた申立期間に加入していた同社の厚生年金基金の加入記録が確認できるはがきを提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和53年10月13日）より後の昭和54年4月26日付けで、申立人を含む8名についての資格喪失日が訂正されており、申立人の場合、当初の資格喪失日（昭和53年10月1日）の記録が取り消され、さかのぼって53年9月26日に訂正されていることが確認できる。

また、上記事業所別被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日についても、昭和53年10月13日と記録されていたものが、さかのぼって同年9月26日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該資格を喪失した旨の処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立人について、昭和53年9月26日に被保険者資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、そきゅう訂正前の喪失日である同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 53 年 8 月の社会保険事務所の記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年8月1日から5年3月21日の期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から5年9月16日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成3年8月1日から5年3月21日までの期間については、標準報酬月額が実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、同年3月21日から同年9月16日までについては、継続してA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年8月1日から5年3月21日までの期間については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月21日より後の同年3月25日付けで、申立人の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたものが、さかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

このことから判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年3月21日から同年9月16日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月21日以降も同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人と同様に、平成5年3月21日に厚生年金保険の資格を喪失

し、雇用保険の加入記録が同年9月15日までとなっているA社の元従業員から提出された平成5年の給与支払報告書に記載されている社会保険料の控除額は、申立人のオンライン記録上の同社における厚生年金保険及び健康保険の被保険者であった期間（4年12月から5年2月まで）の社会保険料の金額とほぼ一致しており、申立人も同様の処理がされていたものと推認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の被保険者資格を平成5年3月21日に取得しており、申立期間のうち同年3月から同年5月までについては国民年金保険料の納付済み期間となっていることが確認できる（同年7月に60歳で資格喪失）。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月1日から39年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年8月から39年5月までは2万6,000円、同年6月から同年10月までについては2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年12月1日から39年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社に勤務していたのは確かであり、給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社は、昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、昭和38年8月1日から39年11月1日までの期間については、商業登記簿謄本によると、A社は同年6月4日に法人登記していることが確認できる上、複数の従業員は、同社は38年8月から常時5人以上の従業員が在籍していたとしていることから、同社は同年8月から当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間のうち、昭和39年1月1日から同年11月1日までの期間については、給与明細書及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人はA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人は、「自分は昭和37年7月から勤めていたが、同年12月ご

ろに経理担当者が二人入社し、その時期から厚生年金保険料が給与から控除されるようになった。」としているところ、当該経理担当者のうち連絡が取れた従業員は、「私は、申立人と社長とその妻が会社を興してから2、3か月後にもう一人の経理経験者と一緒に入社した。昭和37年12月ごろ社長と相談し、厚生年金保険に任意適用させるということで届出書類を作成し社長に渡した。私は非常勤だったため、役所の手続は社長にお願いしており、当然任意適用の手続は完了していると思い、その時期から厚生年金保険料を従業員の給与から控除するようになったと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、昭和38年8月1日から39年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和38年8月から39年10月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、38年8月から39年5月までは2万6,000円、同年6月から同年10月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において、A社は適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和38年8月から39年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、当時の厚生年金保険法第6条によると、厚生年金保険の適用事業所は同条第1項第1号に該当する事業所又は事務所であって常時5人以上の従業員を使用するものであるとされ、また、同条第2項によると、第1項に該当しない事業所の事業主は都道府県知事の認可を受けて適用事業所とすることができるとしているが、申立期間のうち昭和37年12月1日から38年7月31日までの期間については、従業員の供述から、適用事業所の要件を満たしておらず、任意適用事業所の届出を行ったと確認できる資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日及び同社本社における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和54年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年9月29日から同年10月3日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和54年10月1日に同社C営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C営業所における昭和54年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 10122

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月28日から45年1月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は、申立期間の直後にA社のグループ会社であるB社に継続して勤務しており、A社及びB社における給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の給与明細書及び申立人と同様にA社からB社に異動した従業員の供述から、申立人が申立期間に両社間で継続して勤務していたと認められる。

また、申立人が提出したA社及びB社の給与明細書により、昭和44年12月はA社から、45年1月はB社からそれぞれ厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和44年12月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は、高齢による病気のため、申立期間当時の状況を確認することはできない。しかし、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格喪失日が、雇用保険の記録における離職日の翌

日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ日を記録するとは考え難いことから、事業主が昭和 44 年 12 月 28 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月30日から同年12月1日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社からグループ企業であるC社に異動するまでの間は継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が提出した辞令書の写しから判断すると、申立人は、昭和62年12月1日付けで、C社に異動するまで、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主が昭和62年11月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、平成19年3月31日の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年3月31日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所(当時)に賞与支払届を提出したものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与税額・保険料計算表により、申立人は、平成19年3月31日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改訂又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与税額・保険料計算表における厚生年金保険料控除額から、<標準賞与額>(別添一覧表参照)と

することが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 28 日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
10128	男		昭和43年生		64万9,000円
10129	男		昭和21年生		64万9,000円
10130	男		昭和48年生		46万3,000円
10131	男		昭和44年生		46万3,000円
10132	男		昭和48年生		37万円
10133	男		昭和53年生		4万6,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月2日から同年8月1日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。昭和46年7月2日にB社の子会社である同社へ移籍したが、切れ目無く勤務し厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に関して申立人と同一の期間について年金記録の訂正を申し立て、既に総務大臣によりあっせんされた同僚は、「申立人を含む12名がB社からA社に同時に移籍した。」と供述している。

また、A社は、「前回、申立人の同僚の申立てに際し、当該同僚の昭和46年7月分の給与明細書は、当社が発行したものであることを確認しており、申立人を含む12人のB社から当社への異動日は、同年7月2日であると思われる。」と回答している。

さらに、A社は、「既にあっせんされた同僚について、厚生年金保険料を控除していたので、申立人についても厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、昭和46年7月2日から同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭

和 46 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和 46 年 8 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格取得日に係る記録を平成9年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年9月16日から同年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、グループ会社であるB社から同社へ転籍（入社）した際の手続に不備があり、厚生年金保険の未加入期間が生じたことを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の賃金台帳及び同社のグループ会社であるB社から提出された証明書から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成9年9月1日にグループ会社のB社から、A社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録により、A社は平成9年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本により同社の設立年月日が同年8月7日であることが確認できることから、同社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳の平成9年10月の保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、事業主は、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年3月1日から同年10月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、50万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月31日から8年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を7年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月1日から同年10月31日まで
② 平成7年10月31日から8年2月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、B社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②については、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い。しかし、当該期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、当初、申立人のB社における当該期間の標準報酬月額は、申立人が主張する50万円と記録されていたが、申立人が同社で資格喪失した日(平成7年10月31日)の後の8年3月7日付けで、申立人を含む13人の標準報酬月額に

係る記録がさかのぼって減額訂正され、申立人の標準報酬月額は、44万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、B社における従業員は、「当時は、会社の経営が厳しく、社会保険料を滞納していたことを聞いたことがある。」と供述している。

さらに、複数の従業員は、「申立人はうどん店の料理長であり、社会保険事務に関与していなかった。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、平成7年3月から同年9月までの期間は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人がA社に平成7年10月31日から継続して勤務していたことが確認できる。

そして、申立人と同時期にA社において厚生年金保険の未加入期間がある従業員が保管している給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていることから、申立人も当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の平成8年2月の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかどうかについて不明としているが、事業主が、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成8年2月1日に申立人に係る厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る7年10月から8年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和27年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から同年12月26日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、当該期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和27年10月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和27年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に解散しており、事業主も所在を確認することができないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事

務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び
周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年4月30日から10年1月31日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年1月31日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成9年4月から同年9月までの期間は20万円、同年10月から同年12月までの期間は22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月30日から10年4月1日まで

A社に平成9年3月27日から10年3月31日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与振込が確認できる預金通帳の写しを提出するので、当該期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年4月30日から10年1月31日までの期間については、雇用保険の記録及び従業員の証言により、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年1月31日）の後の同年4月6日付けで、さかのぼって9年4月30日と記録されており、加えて、同社において、申立人と同様の処理が33人の従業員について行われていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成9年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日をB健康保険組合の資格喪失日から、10年1月31日に訂正

することが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、平成9年4月から同年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成10年1月31日から同年4月1日までの期間については、雇用保険の記録及び従業員の証言により、申立人が、当該期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の資格喪失日については、複数の同僚が「会社から厚生年金保険を辞めるので、各自で国民年金に加入するよう説明を受け、自分で加入手続をした。」としているところ、申立人の国民年金の記録では、平成10年2月及び同年3月の保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人の加入していた健康保険組合の資格喪失日が平成10年1月31日と記録されており、健康保険証が同年2月9日に回収されていることが確認できる。

さらに、A社の厚生年金保険料控除について同僚の一人は、翌月控除と思われるとしているところ、同僚が保有するA社の平成10年2月の給与明細書では、同年1月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年10月から5年6月までは53万円、同年7月から6年2月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年3月30日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より大幅に低くなっている。同社では取締役であったが、社会保険の届出事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月30日より後の同年3月31日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、4年10月から5年6月までは53万円、同年7月から6年2月までは50万円と記録されていたものが、10万4,000円にさかのぼって減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記のような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間に同社の取締役であることが確認できるが、同社の事業主及び複数の従業員は、「申立人は、当時、現場施工責任者として勤務しており、社会保険の手続には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正

があつたとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年10月から5年6月までは53万円、同年7月から6年2月までは50万円にすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年6月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、当該期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあったB社が作成した申立人に係る継続勤務証明書及び同社が保管する人事発令簿から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和48年3月20日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D支店は、昭和48年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社C支店において引き続き有すべきである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、保険料は納付していないと思われるとしており、社会保険事

務所の記録どおりの日付を資格喪失日として届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年3月から同年5月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成17年2月21日、資格喪失日が19年3月21日とされ、当該期間のうち、17年2月21日から18年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を17年2月21日とし、申立期間の標準報酬月額を17年2月から同年12月までは36万円、18年1月から同年4月までは38万円、同年5月は32万円、同年6月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月21日から18年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入期間が無いことが判明し、事業主により被保険者資格の得喪届を提出してもらったが、申立期間は時効により保険料を納付できず、年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の代表者及び同僚の供述並びに給与支払明細書により、申立人がA社に平成17年2月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額及び報酬月額から、平成17年2月から同年12月までは36万円、18年1月から同年4月までは38万円、同年5月は32万円、同年6月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関である同社B事業所に在籍していた期間のうち、申立期間が会社の手続誤りにより未加入となっている。既に会社から訂正の届出が提出され、記録も訂正されているので、保険給付の額に反映するようにしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の母が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に昭和44年4月1日から申立期間を含み継続して勤務し（昭和47年4月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB事業所における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人の、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①に係るA社(現在は、B社)本店における資格喪失日に係る記録を昭和21年7月1日に、申立期間②に係る同社C支店における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、それぞれの期間の標準報酬月額を申立期間①は90円、申立期間②は390円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月30日から同年7月1日まで
② 昭和21年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事台帳から判断すると、申立人は、昭和18年10月2日から63年3月31日まで、A社に継続して勤務し(同社本店から同社C支店に異動、同社C支店から同社D支店に異動)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①については、A社C支店は昭和21年7月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、同支店が適用事業所となるまでの期間は引き続き同社本店において被保険者記録を有するべきものと考えられることから、申立人の同社本社における資格喪失日を同日とすることが相当である。申立期間②については、同社は、申立人のC支店における資格喪失日は同年12月1日とすべきであった旨回答していることから、申立

人の同支店における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、それぞれの申立期間の標準報酬月額については、申立期間①は昭和21年5月の社会保険事務所（当時）の記録から90円とし、申立期間②は同年10月の社会保険事務所の記録から390円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、申立期間①については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が保管する被保険者資格喪失届（控え）によると、申立人の資格喪失日は昭和21年6月30日と記録されており、事業主から社会保険事務所の記録どおりの手続が行われていると認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和21年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和53年4月30日まで勤務したはずだが、同社における被保険者資格喪失日が同年4月30日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び給料明細書から、申立人がA社に昭和53年4月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社における昭和53年4月分の給料明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当時の同社の経理担当者は保険料控除について当月控除方式であった旨供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社における昭和53年4月分の給料明細書の保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和53年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録する

ことは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を44万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額から、44万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額から、27万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額から、24万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額から、9万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、4年10月から5年9月までの期間は47万円、同年10月から6年7月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが分かった。同社では、機械の設計者として勤務しており、社会保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までは47万円、同年10月から6年3月までは50万円と記録されていたところ、同年4月27日付けで申立人を含む8人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額の記録は、いずれの期間も20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した申立期間における給与支給明細書から、当初のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたことが確認できる一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の役員ではないことが確認できる。さらに、従業員等の供述から、申立期間当時、同社の経営状態は悪く、保険料を滞納していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間については、平成6年4月27日付けでさかのぼって行われた標準報酬月額の減額訂正処理は、事実上即したものと考えるが、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成4年10月から6年7月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所

に当初届け出た、4年10月から5年9月までの期間については47万円、同年10月から6年7月までの期間については50万円とすることが必要である。

東京厚生年金 事案 10160

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和20年12月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から21年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間を含む昭和20年12月1日から51年6月30日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録によると、申立人の入社日が昭和20年12月1日、退社日が51年6月30日と記録されていることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できるものの、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人のA社における最初の資格取得日は、21年3月1日となっている。

しかしながら、申立人が保有する厚生年金保険被保険者証の「資格取得日」欄には、「昭和20年12月1日」と記載されている上、被保険者番号も前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致している。

また、A社が保管している「健康厚生年金保険被保険者名簿」においては、申立人の資格取得年月日欄に、「20年12月1日」、「21年3月1日」及び「21年5月1日」の3つの日付の記載があるが、「21年3月1日」については横線で消されていることが確認できる。このことについて、同社の人事担当者は、「20年12月1日は申立人の資格取得日であり、21年3月1日は不明であるものの、21年5月1日は当社の厚生年金保険が、それまで部署ごとに適用され

ていたものが、統合されて新規適用された日であり、それぞれの日付で申立人の資格取得の届出をしたものと考えられる。」と回答している。

さらに、前述の「健康厚生年金保険被保険者名簿」によると、申立人と同じ昭和20年12月1日に入社した二人の従業員の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録をみると、それぞれの資格取得年月日欄に「20年12月1日」と「21年5月1日」の記載が確認でき、また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、両名の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、いずれも昭和20年12月1日と21年5月1日の記載があり、両名簿の記録は一致している。

加えて、A社が保管する「健康厚生年金保険被保険者名簿」について、その信憑性^{しんぴようせい}を確認するため、上記二人の従業員と同じ頁に記載されている10人に係る記載内容について、オンライン記録と照合したところ、10人全員が同社における厚生年金保険に加入していることが確認できる上、資格取得日の記載についても、同名簿の記録の一部がオンライン記録に収録されていない一人を除いて9人全員の資格取得日が一致しており同名簿の信憑性^{しんぴようせい}は高いものと認められることから、同社が、申立人に係る資格取得日を昭和21年3月1日とする届出を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、社会保険事務所（当時）に対し、申立人が昭和20年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る人事記録の俸給欄の記録から、90円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和37年5月25日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を同年5月から38年9月までの期間は1万4,000円に、同年10月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月25日から38年11月25日まで

私は、昭和37年3月に高校を卒業し、学校のあっせんでA社に集団就職したが、厚生年金保険の加入が38年11月25日からとなっている。数人の同期も一緒にA社に就職しているので、その人達の厚生年金保険の記録と同じように、自分の加入記録を37年5月25日からにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業した県立商業高等学校の証明書及び同僚等の回答から、申立人が申立期間にA社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同僚等13人に文書照会したところ、10人から回答があり、この10人における同社の入社時期と厚生年金保険の加入時期の記述を比較したところ、中途入社の一人は入社から厚生年金保険の加入まで7か月の期間があったが、申立人と同期入社を含む9人は入社後2か月以内で厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、入社時期と厚生年金保険の加入時期の相違について、A社の申立期間当時の事務担当者の一人は、「同社では、当時、申立人と同じ県から集団就職で毎年数人の新卒者を採用していたが、新入社員の厚生年金保険の加入は入社してから2、3か月の試用期間を設け、その後に加入させていた。」と述べており、また、同社のもう一人の事務担当者は、「申立人の厚生年金保険の加入が入社から1年半と聞いて驚いている。どうしてそうなったか見当もつかない。当時、社員の給与計算は自分がしていたが、申立人にだけ特別な扱いをし

ていたとは思えない。」と述べていることから、申立人について他の従業員と異なった扱いをしていたとは考え難く、申立人についても同期入社 of 他の従業員と同様に昭和 37 年 5 月分から厚生年金保険料を控除していたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A 社における申立人と同期入社 of 従業員の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 37 年 5 月から 38 年 9 月までの期間は 1 万 4,000 円、同年 10 月は 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は、「当時の資料は無く、事業主は死亡しているため、不明だが、当社の事務は間違いなく行っていた。」と回答しているが、申立期間に行われるべき、事業主による申立てどおりの資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が届出の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 38 年 11 月 25 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 37 年 5 月から 38 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年2月1日、資格喪失日が平成2年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

平成2年4月1日にA社からB社に転籍の際に、A社は、厚生年金保険の資格喪失日を同年3月31日と誤って届出した。既に訂正の届けを行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているため、計算される期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在職証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成2年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年2月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料は納付していないと認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成2年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から同年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料支払が確認できる領収証を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA社に平成2年7月31日まで勤務していたことが確認できる。

一方、申立人から提出されたA社発行の平成2年7月分の健康保険料及び厚生年金保険料の領収証により、申立人が同社に対し、申立期間に係る厚生年金保険料を支払っていたことが確認できる。

また、A社における申立期間当時の社会保険の事務担当者は、「社会保険料は翌月控除としていた。上記領収証については、自身が記入したものであると思われるが、その経緯については記憶していない。しかしながら、平成2年7月分と記入されているのであれば、同月分として控除すべき厚生年金保険料として領収したものだと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の領収証に記載された厚生年金保険料の控除額及び申立人のA社における平成2年6月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから確認することができないが、事業主が資格喪失日を平成2年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 10168～10174（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
- | | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事務所は、当該賞与について誤って届出を行っていなかった。同事務所は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同事務所から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10168	男		昭和51年生		平成15年7月11日	12万 2,000円
					平成15年12月16日	32万 円
10169	女		昭和55年生		平成18年12月20日	30万 円
10170	女		昭和54年生		平成18年12月20日	30万 円
10171	男		昭和50年生		平成18年12月20日	40万 円
10172	女		昭和51年生		平成15年12月16日	32万 円
10173	女		昭和54年生		平成15年7月11日	32万 円
					平成15年12月16日	32万 円
10174	女		昭和54年生		平成15年7月11日	25万 円
					平成15年12月16日	32万 円

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月27日、17年4月28日及び18年4月25日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、16年4月27日は45万円、17年4月28日は60万円、18年4月25日は100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月27日
② 平成17年4月28日
③ 平成18年4月25日

A社に勤務した申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対し、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、賃金台帳から、申立期間①は45万円、申立期間②は60万円及び申立期間③は100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月27日、17年4月28日及び18年4月25日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、16年4月27日は10万円、17年4月28日は10万円、18年4月25日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月27日
② 平成17年4月28日
③ 平成18年4月25日

A社に勤務した申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対し、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、賃金台帳から、申立期間①は10万円、申立期間②は10万円及び申立期間③は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月27日、17年4月28日及び18年4月25日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、16年4月27日は40万円、17年4月28日は52万円、18年4月25日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月27日
② 平成17年4月28日
③ 平成18年4月25日

A社に勤務した申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対し、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、賃金台帳から、申立期間①は40万円、申立期間②は52万円及び申立期間③は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月27日、17年4月28日及び18年4月25日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、16年4月27日は30万円、17年4月28日は39万円、18年4月25日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月27日
② 平成17年4月28日
③ 平成18年4月25日

A社に勤務した申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対し、申立期間①、②及び③に係る賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、賃金台帳から、申立期間①は30万円、申立期間②は39万円及び申立期間③は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和34年11月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月29日から35年1月5日まで

A社D支店（厚生年金保険は、同支店を管轄するC支店において加入）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、支店間の異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社本社の現在の社会保険担当者の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社E支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、A社D支店は、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかしながら、B社本社の現在の社会保険担当者は、「当時、A社D支店の厚生年金保険関係事務は同支店を管轄していた同社C支店が行っていた。」旨供述している上、A社D支店に勤務していた複数の従業員が同社C支店において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、異動日については、申立人が記憶しているA社D支店の同僚による「申立人は、私が同支店に入社した昭和34年11月9日の2、3週間ぐらい後に異

動してきた。」旨の供述から判断すると、同社本社における資格喪失日である同年11月29日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年1月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月20日から46年2月1日まで

申立期間は、A社に勤務しながら、同社が分社化したB社の設立準備に携わった期間である。給与はA社から支給されており、給与から厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からB社へ申立人と同時期に移籍した複数の同僚の供述から、申立人は、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

そして、事業所別被保険者名簿からA社とB社は同一の事業主であることが確認でき、上記従業員は、「事業主の命令でA社からB社へ移籍した。」「A社及びB社の社会保険事務は事業主が兼務していた。」と供述していることから両社は関連企業であると認められる。

また、上記の従業員は、「A社からB社への異動時期において、給与の手取額に変更は無かった。そのため、引き続き保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、申立期間後にA社からB社へ移籍した他の従業員の厚生年金保険の被保険者期間は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても上記従業員と同様に、継続して保険料を控除されていたと考えるのが相当であり、申立人は申立期間

に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年11月の社会保険事務所(当時)の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年12月6日から55年2月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を54年12月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から55年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間から勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録から、申立人がA社に、申立期間のうち昭和54年12月6日から継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、子供が病気がちだったので、社会保険に加入している会社を探してA社に就職を決め、健康保険被保険者証が欲しかったので、すぐに会社に申し出て社会保険に加入した旨主張しているが、これについて同社での厚生年金保険の取扱いについて、申立人が退職した後事務を引き継いだとする経理事務担当者は、自身の社会保険は社長に希望して加入させてもらったことから、申立人も社長に言わなければ加入させてもらえなかったのではないかと供述していることから判断して、同社では、従業員の希望により厚生年金保険に加入できる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から照会した7人の従業員で、回答のあった3人のうち一人は、日にちまで記憶はしてないものの、入社年月が厚生年金保険の加入記録と一致しており、他の二人は、入社日が不明確である旨供述している。加えて、当該被保険者名簿から照会した7人の従業員で試用

期間について回答のあった3人のうち二人は、試用期間は無かった旨供述していることから、同社においては、定まった試用期間を特に決めていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の入社日であると認められる昭和54年12月6日以降の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるのが相当である。

また、昭和54年12月から55年1月までの標準報酬月額については、同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事情を確認できる事業主等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立人は、昭和54年5月から55年2月1日まで継続して勤務している旨主張している。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明であることから、同社及び当時の事業主から申立人の申立期間のうち、昭和54年5月から同年12月5日まで申立人の厚生年金保険の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実が確認できない。

また、公共職業安定所から提出された雇用保険受給資格者証の記録では、申立人の離職日が昭和54年3月20日、求職申込日が同年4月19日と記録されているほか、申立人の公共職業訓練等受講開始日が同年6月6日となっており、同受講終了予定日が同年12月5日と記録されている。

さらに、雇用保険受給資格者証の記録により、昭和54年5月26日から同年12月5日までの期間については、基本手当の受給が確認でき、公共職業訓練等受講期間には、通所手当及び受講手当の受給も確認できることから判断して、申立人がA社に、申立期間のうち同年5月から同年12月5日までの期間について勤務していたことは認められない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和54年5月から同年12月5日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和54年5月から同年12月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10202

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年5月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年5月から同年9月までは20万円、同年10月から6年4月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月31日から6年6月15日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間に係る給料明細書及び総合口座通帳の記載の写しを提出するので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年5月31日）の後の6年5月6日付けで、5年5月31日にさかのぼって訂正されている上、5年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されていることが確認できる。

また、上述のとおり、A社は平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同日に資格を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で資格を喪失した旨の記録が6年5月9日付けで訂正されている者が複数存在している上、5年5月31日以降の日付で資格を取得した旨の記録が6年5月6日付けで取り消されている者も複数確認できる。

以上のことから、当該訂正処理前の記録から、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、平成5年5月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無

く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、当該訂正処理が行われた6年5月6日に訂正することが必要である。

また、標準報酬月額については、当該訂正処理前のオンライン記録から、平成5年5月から同年9月までは20万円、同年10月から6年4月までは22万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち平成6年5月6日から同年6月15日までの期間については、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、申立人から提出された給与明細書の写しには当該期間の分が含まれておらず当該期間の分の厚生年金保険料の控除を確認することができないとともに、申立人は、当該期間の給与は支払われず、厚生年金保険料の控除もなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年5月6日から同年6月15日までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①の資格喪失日（昭和38年4月28日）及び資格取得日（同年12月26日）、申立期間②の資格喪失日（40年10月26日）及び資格取得日（43年5月25日）に係る記録を取消し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円に、申立期間②の標準報酬月額を40年10月から42年5月までは4万2,000円、同年6月から43年4月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月28日から同年12月26日まで
② 昭和40年10月26日から43年5月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②において海外駐在はしていたがいずれの期間も同社に継続して勤務し、同社から国内で給与が支給され厚生年金保険料が控除されていたので、それぞれの申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和37年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年4月28日に資格を喪失後、同年12月26日に同社において再度資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務（昭和38年4月28日から同年12月26日までB国に海外駐在）していたことが認められる。

また、申立人と同様にB国に海外駐在していたとする従業員8人全員が、

海外駐在期間中もA社において厚生年金保険に継続して加入していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

さらに、複数の経理総務担当者は、A社においては、普通は海外駐在者も含めて全員厚生年金保険に加入しており、全員から厚生年金保険料を控除し、海外駐在を理由として、厚生年金保険被保険者資格を喪失させることはなく、海外駐在者については内地給を支給し、内地給から厚生年金保険料を控除していた旨供述している。

これらの事実等から総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の申立期間①前後の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは通常考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年4月から同年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和38年12月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年10月26日に資格を喪失後、43年5月25日に同社において再度資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務（昭和40年10月26日から43年5月25日までC国に海外駐在）していたことが認められる。

また、申立人と同様にC国に海外駐在していたとする従業員14人のうち11人が、海外駐在期間中もA社において厚生年金保険に継続して加入していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

さらに、複数の経理総務担当者は、A社においては、普通は海外駐在者も含めて全員厚生年金保険に加入しており、全員から厚生年金保険料を控除し、海外駐在を理由として、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させることはなく、海外駐在者については内地給を支給し、内地給から厚生年金保険料を控除していた旨供述している。

これらの事実等から総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人及び同僚の社会保険事務所の記録から、昭和40年10月から42年5月までは4万2,000円、同年6月から43年4月までは4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは通常考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年10月から43年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京国民年金 事案 7714（事案 2604 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 12 月に家の商売を手伝うために会社を退職後、44 年 4 月に家の前の空き地に来ていた『移動出張窓口バス』で国民年金の加入手続をし、そのバスの窓口で 1 度か 2 度、国民年金保険料を納付した。その後は、父親が納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人及び申立人の父親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料の大部分を納めたとする父親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、当時申立人が居住していた市は、国民年金の加入手続業務も行っていたバスの運行は昭和 49 年からであると説明しており、それ以前の広報車による移動徴収においては国民年金の加入手続はできなかつたと思われるとしていること、申立期間当時に同居し、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている長兄及び次兄も申立期間の保険料は未納で、直後の昭和 49 年 4 月から納付を開始していることなど、申立期間の保険料を納付していることをうかがわせる周辺事情も見当たらず、さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 1 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 44 年当時に市の移動出張窓口バスで国民年金加入手続をし、保険料を納付したことがあると主張しているが、当時の市報から、49 年 10 月からバスの巡回により国民年金の加入及び資格喪失手続を行っていたこと

が確認でき、それ以前は加入手続に係る記載は無いなど、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7715

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から49年9月まで

私の父は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続きを行い、家族全員分の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、国民年金手帳の記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は、申立期間後の昭和51年12月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7716

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月まで

私は、20 歳の時、学生であったが、父が国民年金の加入手続をしてくれて、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付してくれていたとする父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成元年 5 月ごろに、大学卒業後の転居先の区で払い出されていることが確認できること、申立期間当時は申立人は学生であり、当該払出時点で申立期間は任意加入適用期間の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7717

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 2 月までの期間及び昭和 57 年 7 月から 58 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 2 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 58 年 1 月まで

私は、申立期間当時は海外に居住しており、留守中の種々の支払を母に依頼していたため、母が私の国民年金保険料も納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする母親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時海外で居住していたと説明しており、申立人が所持している国民年金手帳に記載されている被保険者資格の得喪記録では申立期間は未加入期間とされていることから、保険料を納付することができなかったと考えられるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年10月まで

私は、結婚してしばらくたった後、元夫に勧められて国民年金の加入手続を行い、未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞いたため、すぐに納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人はさかのぼって納付した保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年11月に払い出されており、オンライン記録により、申立人は、翌月の8年12月17日に6年11月から8年3月までの過年度保険料を納付していることが確認でき、上記の手帳記号番号払出時点及び過年度納付の時点では、申立期間の大部分又は全部が時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 57 年 1 月までの期間、57 年 5 月から 58 年 2 月までの期間、61 年 6 月及び同年 7 月、62 年 8 月から 63 年 5 月までの期間及び 63 年 9 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月から 57 年 1 月まで
② 昭和 57 年 5 月から 58 年 2 月まで
③ 昭和 61 年 6 月及び同年 7 月
④ 昭和 62 年 8 月から 63 年 5 月まで
⑤ 昭和 63 年 9 月から同年 11 月まで

私は、昭和 56 年 6 月末に退職後、数日たった時に市役所から国民年金に加入するよう通知を受け取ったので加入手続を行い、納付書により、国民年金保険料を納め続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続の状況、保険料の納付場所、納付額及び申立期間当時の年金手帳についての記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は、国民年金の加入手続に伴い平成 9 年 1 月に付番されており、当該時点では申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入以前に国民年金に加入していた記録は確認できず、申立期間当時に国民年金手帳の記号番号が払い

出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、61年1月から同年3月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年7月から同年12月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、申立期間は海外在住であったが、国民年金保険料は口座振替で納付しており任意加入しているつもりだった。口座振替を中止する手続きを取った^{おぼ}憶えは無く、海外に転出する手続き時の事務的ミスにより未加入期間になったものだと思う。また、申立期間①の保険料について還付を受けた記憶は無い。申立期間①の保険料が還付済みとされ、申立期間②が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、戸籍附票の記載により、申立人は昭和60年7月から平成2年8月まで海外に居住していたことが確認でき、申立人の夫は、昭和60年の6月か7月に区役所で申立人の海外転出の手続きを行ったと説明していることから、申立期間①及び②は制度上、国民年金の適用除外期間となるため、国民年金被保険者の資格喪失手続きが行われたものと考えられる。

また、申立期間①については、前納で納付済みであった当該期間の国民年金保険料が、上記のとおり国民年金の適用除外期間であったことから、昭和60年8月に還付決議されていることがオンライン記録で確認でき、記録されている還付期間、還付金額、支払通知書作成年月日に不合理な点は無の上、還付請求の代理人である申立人の夫の氏名、当時の住所及び口座番号も明確に記録されているなど、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人

は、保険料の口座振替を停止する手続を行った^{おぼ}憶えは無いと説明しているものの、前述のとおり、申立人の夫による海外転出の手続により、当該期間は国民年金被保険者の資格喪失の手続が行われ、それに伴い行政側で口座振替の停止措置を行ったものと推認されるなど、申立人及びその夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和 60 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、61 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7723

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月

私の夫は、私が昭和52年9月に厚生年金保険の資格を喪失したため、未加入期間が生じないように市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は申立期間直後の昭和52年10月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7724

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 10 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料及び 45 年 10 月から 47 年 9 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から 45 年 9 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 47 年 9 月まで

私の国民年金は、結婚前に両親が加入手続を行い、国民年金保険料は、付加保険料も含めて納めてくれていた。両親は保険料が納付済みであるのに、私の申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、両親は申立期間の保険料を、申立人が当時居住していた市から集金を委託された近所の人に納付していたと説明しているものの、当該市では、保険料の徴収業務を町会等の民間組織には委託していなかったと説明しており、申立人が説明する保険料の納付方法は当時の納付方法と相違している。

さらに、申立人の妹は、退職後の昭和 48 年 4 月から結婚するまでの約 4 年間、申立人と同様に家業を手伝っていたとするが、国民年金には未加入であるなど、両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後の昭和 52 年 2 月に払い出されており、当該時点では申立期間は時効により保険料を納付するこ

とができない期間であり、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶が曖昧^{あいまい}であるなど、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 51 年に飲食店を開業したが、数年間は経営が厳しかったので国民年金保険料を納付していなかった。しかし、時期は覚えていないが、役所から「今、納付しないと将来年金が受給できなくなる。」と言われたので、送付されて来た納付書で、私が夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付時期、納付場所及び納付期間の記憶が曖昧である。

また、申立期間中には、第 3 回特例納付が実施されていたものの、申立人は、特例納付のために、役所で納付書発行の手続を行った記憶は無く、以前から送付されていた納付書で申立期間の保険料を納付したと説明していることなど、特例納付により申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したと説明する金額は、仮に、申立期間直後の昭和 60 年 7 月に過年度納付が可能な期間の保険料を納付した場合の保険料額とも大きく異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 51 年に飲食店を開業したが、数年間は経営が厳しかったので国民年金保険料を納付していなかった。しかし、時期は憶えていないが、役所から「今、納付しないと将来年金が受給できなくなる。」と言われたので、送付されて来た納付書で、夫が夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫は保険料の納付時期、納付場所及び納付期間の記憶が曖昧である。

また、申立期間中には、第 3 回特例納付が実施されていたものの、申立人の夫は、特例納付のために、役所で納付書発行の手続を行った記憶は無く、以前から送付されていた納付書で申立期間の保険料を納付したと説明していることなど、特例納付により申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したと説明する金額は、仮に、申立期間直後の昭和 60 年 7 月に過年度納付が可能な期間の保険料を納付した場合の保険料額とも大きく異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月まで

私の妻は、自宅に来た市の職員から、未納分の国民年金保険料を 2 年分納付できると聞いたので、夫婦 2 人分の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、夫婦 2 人分の保険料を一緒に納付していたとする妻は、保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧であり、申立期間の自身の保険料も未納である。

また、妻は、申立期間直後の昭和 60 年 4 月から同年 10 月までの保険料を 62 年 7 月 21 日に納付していることが確認でき、その時点では申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 60 年 9 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 52 年に会社を退職し、区の出張所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、妻が私の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時には申立人の妻が厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は国民年金の任意加入被保険者であり、申立人は、申立期間直後の昭和 56 年 4 月 9 日に国民年金に任意加入していることがオンライン記録から確認でき、当該加入時点で申立期間の保険料は、制度上、さかのぼって納付することのできない期間であるほか、申立人の妻は保険料の納付金額の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に対する国民年金手帳の記号番号は昭和 56 年 5 月 8 日に払い出されているが、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月から15年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年8月から15年7月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した平成13年8月以降の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、オンライン記録では、平成13年8月1日に厚生年金保険の資格を喪失した後、国民年金の再加入手続を行った記録は無く、申立期間は未加入期間のため、保険料を納付することができない期間であるほか、厚生年金保険の適用事業所を退職した後に国民年金への切替手続を行った記憶も定かではない。

さらに、申立人の所持する「平成14年分の給与所得の源泉徴収票」における「社会保険料等の金額」は、申立人が当時居住していた区で14年に納付した国民健康保険料額とおおむね一致し、「15年分の給与所得の源泉徴収票」における「社会保険料等の金額」も、15年に納付した国民健康保険料額、厚生年金保険料額及び健康保険料額の合計額と一致するなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から同年4月まで

私は、平成2年1月末に退職後、厚生年金保険が切れることが分かっていたので、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付回数、納付額等の記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年1月に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の資格取得日が4年1月16日と記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号の払出時点では、申立期間は未加入期間と記録されていたため、制度上、保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年12月から61年3月まで

私は市役所から連絡を受けて、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付した時期の記憶が曖昧である上、申立人がさかのぼってまとめて納付したとする金額は、申立期間の保険料を納付した場合の保険料額と大きく異なっている。

また、申立人の所持する年金手帳により、申立人は昭和57年4月1日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間直前の59年12月21日に資格を喪失したことが確認できるため、申立期間においては納付書が発行されていなかったものと考えられる上、申立期間は、資格喪失したことにより未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私は、昭和60年秋に、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、市役所で申立期間の保険料を納付したと説明しているが、納付金額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年8月に第3号被保険者の資格を取得したことで払い出されており、申立人が所持する年金手帳によると、初めて被保険者になった日は61年4月1日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、さかのぼって保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年2月まで

私の国民年金は、23歳を過ぎたころに市役所に勤める父が加入手続きしてくれた。その後、それまでの未納分の国民年金保険料を納めるようにという通知が来たため、父がすべて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 38 年 9 月までの期間、43 年 2 月及び 48 年 7 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から 38 年 9 月まで
② 昭和 43 年 2 月
③ 昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月まで

私は結婚して間もないころ、区役所から国民年金の加入勧奨の通知等が来たので、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その際、職員から今までの未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付できると説明されたので、言われるままに納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続を行った際、区役所職員から言われるままに保険料を納付したと説明しており、保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 51 年 10 月時点では、申立期間①及び②の全期間、並びに申立期間③の大部分は、時効により保険料を納付することができない期間である上、手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の夫も申立期間③の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月までの期間及び 40 年 4 月から 52 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 52 年 6 月まで

私は、28 歳の誕生日前の昭和 46 年に市役所で過去の未納期間を指摘され、今なら 20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できるので特例納付するように勧められたため、夫婦二人分の保険料として 15 万円位を一括で納付した。その後は、納付書で夫婦二人分の保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が特例納付したとする昭和 46 年 7 月は第 1 回特例納付実施期間中であるものの、一括で納付したとする保険料額は、実際に夫婦二人分を特例納付及び過年度納付した場合に必要な金額と大きく相違している。

また、申立人は、特例納付したとする昭和 46 年から後の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の 39 年 5 月に払い出された最初の国民年金手帳の記号番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、40 年 4 月に転出した後、昭和 47 年度に不在者として扱われていたことが確認できる上、当該手帳記号番号による納付済期間の記録は、申立人に対して昭和 53 年 8 月に払い出された 2 つ目の手帳記号番号の記録に平成 21 年 6 月に統合されていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、上記の手帳記号番号以外の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7745

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から59年6月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続を行い、遅れることがあっても必ず夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来た金融機関の職員に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする妻は、保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録により、申立期間当時の保険料はいずれも過年度又は時効期間経過後に納付されており、充当処理や差額還付が行われていることが確認できる。申立期間のうち昭和58年11月から59年3月までの期間については、当該期間の保険料は61年9月29日に期間経過後の納付であったため、納付された保険料は、59年7月から同年10月までの保険料として充当処理等が行われ、その後4回にわたって納付された申立期間後の59年7月から60年5月までの期間の保険料は59年11月から60年8月までの期間（60年6月を除く）の保険料として充当処理等が行われている。しかも、申立期間のうち59年4月から6月までの期間については、上記の58年11月から59年3月までの期間の保険料を納付した61年9月時点では、時効期間を経過しており、充当処理の対象期間とはならなかったものと考えられる。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出され、夫婦二人分の保険料を納付したとする妻も、申立人と同様に充当処理等が行われており、申立期間は未納であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7749

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 57 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに、金融機関の集金人の勧めで、国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は長兄又は母が納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、申立人の長兄及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 57 年 7 月時点では、申立期間のうち昭和 55 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、55 年 4 月以降の期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人の長兄及びその母親は保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧であり、申立人もさかのぼって納付したことは無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在、所持している年金手帳の他に年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から46年2月までの期間及び平成16年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から46年2月まで
② 平成16年4月から同年9月まで

私の父は、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は平成14年に会社を退職後、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、オンライン記録から、当該期間は申立人が会社を退職した後の平成14年4月に国民年金被保険者期間として記録が追加された期間であり、当該期間はそれまで未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、口座振替により当該期間の保険料を納付していたと説明しているが、オンライン記録の口座振替情報記録から、申立人は平成16年1月に口座振替を辞退していることが確認でき、申立人の金融機関口座の取引明細書にも当該期間の保険料の口座振替の記録が無いこと、申立人は、当該期間の保険料を口座振替以外の方法で納付した記憶が無いと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7751 (事案 411 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
私の父は、当時、集金人が自宅に国民年金保険料の徴収に来ており、同居していた家族の保険料と一緒に私の保険料も納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年8月ごろ払い出されていることが確認でき、申立期間の過年度国民年金保険料を自治体で納付することはできなかったこと、国民年金カードの保険料検認記録欄には、申立人の保険料の納付開始は昭和38年度分が昭和39年1月31日であったこと及び申立期間の保険料は「時効」と記載されており、申立期間の保険料を納付したとする事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人から、新たな資料等の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から55年12月まで

私の姉は、私が20歳になった昭和53年*月ころに国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする姉は、申立人の国民年金の加入手続をした時期について、申立人が所持する年金手帳に被保険者資格取得日が昭和53年*月*日と記載されていることを根拠に、申立人が20歳になったころであると主張しているが、当該日付けは、申立人の国民年金の加入手続日を示したものではなく、20歳の強制加入被保険者となるべき日が記載されているものである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和58年3月17日に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7757

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から10年3月まで

私は、20歳のときに区役所から国民年金加入手続の書類が届いたが、当時は学生であったため、国民年金保険料の免除申請を行った。申立期間が国民年金に未加入で保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人及びその母親は、申立人の国民年金の加入手続、申立期間当時の年金手帳及び申立期間の保険料に係る免除承認又は不承認の通知の受領に関する記憶が無い。また、免除申請手続は毎年度行う必要があるにもかかわらず、申立期間に係る保険料の免除申請は一度行ったのみであると説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月及び同年5月

私は、大学を卒業した平成元年ころ、母が私の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納めてくれたと聞いたことがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしたとする母親も納付状況等に関する記憶が曖昧であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年7月ころに払い出されていることが確認でき、当該時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から53年3月まで

私は、特例納付を利用し、未納だった国民年金保険料をすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は第3回特例納付により昭和38年4月から同年6月までの期間及び40年4月から49年12月までの期間の保険料を納付していることがオンライン記録及び特殊台帳で確認できるものの、特例納付で納付済みとされている期間及び申立期間の保険料を特例納付した場合の金額について、申立人は自身が納付した金額とは異なると説明しており、一方、申立人が説明する金額は、特例納付した55年6月時点で現年度納付及び過年度納付できる期間及び特例納付済みの期間の保険料を納付した場合の金額におおむね一致しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、区の集金人を通して家族と一緒に国民年金加入手続を行い、国民年金制度発足当時から同居の家族と一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、区の集金人に保険料を納付していたと説明するが、申立人が当時居住していた区において徴収員制度が開始されたのは昭和 37 年 4 月からであり、申立期間当初には徴収員が配置されておらず、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている申立人の妻も申立期間の保険料が未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 38 年 12 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、37年度のうち1か月、61年4月から同年9月までの期間及び平成元年7月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年度のうち1か月
③ 昭和61年4月から同年9月まで
④ 平成元年7月から2年3月まで

私は、国民年金に加入し、昭和37年11月に厚生年金保険に加入するまで、区役所又は区役所分庁舎で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していた。申立期間③は、厚生年金保険の資格喪失後しばらく納付できない期間があったが、郵送されてきた複数の納付書を持って区役所に行き、納付期限内の保険料を納付した。また、申立期間④は、60歳の誕生日の前に任意加入の手続きをし、それ以降、区役所で空欄の納付書に自身で住所、氏名を記入し、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額等の記憶が曖昧である。

申立期間③については、申立人は、郵送されてきた複数の納付書を持って区役所に行ったものの、納付期限が切れた納付書は破棄されたとしていることから、当該期間は時効で納付できなかったと考えられる。申立期間④については、申立人は当該期間直後の平成2年4月に国民年金に任意加入していることが申立人が所持する年金手帳から確認でき、制度上、未加入期間の場合にはさかのぼって保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、平成元年 7 月ころに市役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時大学生であり、国民年金の任意加入対象者であるが、任意加入した記録がなく、申立人の所持している年金手帳には、申立期間直後の平成元年 4 月 1 日に第 1 号被保険者資格を取得した記載があり、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から7年5月まで

私は、町役場から通知を受け、国民年金の加入手続をした。その際、過去の未納分の国民年金保険料について納付できると言われ、まとめて保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料をまとめて納付したとする金額、納付場所等の記憶は曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」欄には平成7年6月19日と記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年11月から51年9月まで

私は、結婚後すぐに国民年金に加入し、その後夫の転勤に伴い転居したが、その都度、国民年金の住所変更手続きを行い、国民年金保険料を郵便局で納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は郵便局で保険料を納付していたと説明しているが、申立期間当時は購入した印紙を年金手帳に貼付し検認印を受け保険料を納付する方法であったほか、申立人は、申立期間の保険料の納付額等の記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年11月に任意加入したことにより払い出されており、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から55年9月まで

私は、昭和53年8月に外国から帰国し、その1年後くらいに市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧である。

また、申立人の資格取得日は、平成5年7月の記録整備により昭和54年9月1日から51年4月1日に訂正されたものであり、申立期間当時、54年8月以前の期間は国民年金に未加入の期間であったため、保険料を納付することができない期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された56年12月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年10月まで

私は、昭和39年の春ころ、区役所から国民年金への加入の通知を受け取ったことから、出張所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付方法についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和39年の春ころに加入手続し、保険料をさかのぼって納付したことはないとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は40年6月以降に夫婦連番で払い出されていること、保険料を一緒に納付していたとする夫も申立期間は未納で、夫婦とも41年4月から保険料の納付を開始していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7770

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 2 月まで

私は、会社退職後、国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付状況等に関する説明について、電話及び文書による照会に対して協力が得られないため、当時の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った場合には、申立人の妻は、それまでの任意加入被保険者から強制加入被保険者となるが、オンライン記録から、妻は申立期間について任意加入被保険者のままであることが確認できるなど、申立人が国民年金への切替手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7771

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から 63 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から 63 年 5 月まで

私の国民年金の加入手続は、住み込みで勤務していた事業所の事業主が行ってくれ、国民年金保険料は給料から天引きされていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間は申立人が 60 歳到達以降の期間であることから、申立期間の保険料を納付するためには、60 歳到達月に国民年金に任意加入した上で保険料を納付する必要があるが、事業主は申立人の任意加入手続及び申立期間の保険料納付についての記憶が曖昧であること、申立人の所持する年金手帳には申立期間について任意加入した旨の記載が無いことなど、事業主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7772

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から51年3月まで

私たち夫婦が住み込みで勤務していた事業所の事業主は、私たち夫婦の国民年金の加入手続をしてくれ、制度発足当初からの国民年金保険料をさかのぼって納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする事業主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和53年7月に払い出され、申立人は、36年4月から申立期間直前までの期間の保険料を特例納付し、申立期間直後の期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は、当該特例納付等をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしたと考えられること、夫婦と手帳記号番号が連番で払い出されている事業主及び当該事業所の同僚も、夫婦同様に受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしていることなど、事業主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から51年3月まで

私たち夫婦が住み込みで勤務していた事業所の事業主は、私たち夫婦の国民年金の加入手続をしてくれ、制度発足当初からの国民年金保険料をさかのぼって納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする事業主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和53年7月に払い出され、申立人は、36年4月から申立期間直前までの期間の保険料を特例納付し、申立期間直後の期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は、当該特例納付等をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしたと考えられること、夫婦と手帳記号番号が連番で払い出されている事業主及び当該事業所の同僚も、夫婦同様に受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしていることなど、事業主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7774

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 54 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 54 年 8 月まで

私は、昭和 53 年 7 月末で会社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続きを行った時期の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の昭和 54 年 9 月に申立人が任意加入したことにより払い出されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から51年5月までの期間及び54年1月から55年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月から51年5月まで
② 昭和54年1月から55年1月まで

私は、昭和50年6月に会社を退職後、すぐに区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。その後、別の会社に勤めたが、その会社を退社した後も保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が昭和50年6月に会社を退職後に国民年金の最初の加入手続きを行ったとする出張所は当時既に閉所されており、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続きに関する記憶が無い。

また、申立人は、保険料額及び納付場所に関する記憶が曖昧であること、申立期間当時に国民年金に加入し、保険料が納付済みである申立人の妻は、申立人の保険料の納付書の受領及び保険料納付についての記憶が無いこと、申立人の所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金手帳の記号番号の記載が無いこと、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、平成4年3月に勤務していた会社を退職後、国民年金への加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年3月に払い出されていることから、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該手帳記号番号が記載されている年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 9 日から 37 年 7 月 22 日まで
② 昭和 39 年 6 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

平成 15 年 11 月に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の制度を知らなかったし、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 3 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性 4 名のうち、3 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 6 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 3 日から 45 年 1 月 21 日まで
② 昭和 45 年 3 月 26 日から同年 9 月 13 日まで

平成 21 年 1 月に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は、事業所を退職後の昭和 48 年 4 月 5 日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 4 月 19 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと

えない。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 25 年 5 月 1 日まで

2、3年前に、年金記録の照会が届いた時に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和25年5月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和39年8月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 15 日から 40 年 12 月 21 日まで
平成 20 年に、ねんきん特別便を見て不審に思い、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 12 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 18 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 16 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間

に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年2月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 43 年 8 月 6 日まで
平成 21 年 7 月に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらっていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 8 月 6 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 11 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 10 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 21 日まで
② 昭和 39 年 3 月 21 日から 42 年 4 月 1 日まで

平成 21 年 8 月に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 6 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 28 日から 33 年 6 月まで
② 昭和 33 年 6 月から 35 年 3 月まで
③ 昭和 36 年 10 月から 37 年 9 月まで
④ 昭和 60 年ごろ
⑤ 平成元年ごろ

申立期間に勤務した会社のいずれの社長も几帳面で、入社時に厚生年金保険に加入することを確認しているのだから加入していることに間違いない。当時住んでいた住所あてに届いた郵便物と当時の写真があるので、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたと申し立てしているところ、同社に係る商業登記簿謄本と申立人の記憶する商号、住所が一致することから、申立人が勤務していた事業所は同社であることが特定できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人はA社の代表者及び同僚の名前を記憶しているものの、オンライン記録で該当者を特定できず、さらに、同僚と思われる複数人に問い合わせを行ったが該当者はいなかったことから、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立人は、申立期間②において、B社の取締役の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年11月1日であり、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社の取締役は、自身の入社は昭和37年としているが、オンライン記録によると同人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日である。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立人は、申立期間③においてC社に勤務していたと申し立てしているところ、当時の住宅地図から申立人が勤務していたと記憶する事業所の所在地に「C」と記載されていることから、申立期間③当時、同社が存在していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、所在地を管轄する法務局では同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人はC社の代表者、同僚の氏名を記憶していないため、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立人は、申立期間④においてD社E事業所に勤務していたと申し立てしているところ、同社の複数の同僚からは申立人が勤務していたとする供述は得られなかった。

また、D社E事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、当該名簿は健康保険証番号順に記録されており、番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和52年4月から61年3月までは、国民年金申請免除となっており、申立期間④の一部が含まれている。

また、オンライン記録によると、H社において昭和62年2月1日から63年11月21日までの期間について、申立人の未統合の年金記録が存在する。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立人は、申立期間⑤において、D社F事業所に勤務していたと申し立てしているところ、申立人の上司は、「入社日は覚えていないが、申立人が勤務していたことは記憶している。しかし、申立人は正社員ではなかった。」と供述している。

また、申立人がD社F事業所を退職した後、就職した会社の履歴書には、申立期間⑤当時はアルバイトという記載があり、同社は「面接の際の申立人

の回答を記入したものである。」と回答している。

一方、D社F事業所の取締役は、「当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった。アルバイトの給与から厚生年金保険料を控除することもなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑤について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10097（事案 1643 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで
② 昭和 48 年 1 月 21 日から 49 年 2 月 1 日まで

昭和 45 年 12 月 1 日に入社し、49 年 1 月末の退職まで A 社に勤務していた。申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録がないことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②について、A 社に勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、前回の審議結果に納得できないとして申立人は再申立てを行っているが、平成 21 年 10 月 21 日付けで年金記録に係る確認申立取下書を提出し、受理されている。

しかし、申立人は、前回の審議結果及び取下げに至る調査内容等について納得できないとして、今回、再々度の申立てを行っているところ、申立人から厚生年金保険料の控除をうかがわせる新たな資料等の提出は無かったため、前回資料の精査を行い、その結果は次のとおりであった。

A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 46 年 7 月 1 日付けの申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届は、同年 7 月 23 日に社会保険事務所（当時）で受理されており、申立人の健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できる。また、昭和 48 年 1 月 21 日付けの申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届は、同年 2 月 13 日に社会

保険事務所で受理されており、申立人の健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認でき、いずれも社会保険事務所における処理手続に不自然さは見られない。

さらに、申立人がA社を退職した後に入社した会社に保存されていた労働者名簿の職歴欄には、「A社退職は昭和48年2月で、都合により退社」と記載されており、A社退職後は、「兄の手伝い及び設計事務所の手伝い」と記載されている。

これらのことから、申立人の主張する申立期間①及び②において、申立人がA社の厚生年金保険被保険者であったとは考え難く、また、前回の決定を変更すべき新たな事実は見つからないため、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月ごろから 37 年 10 月ごろまで
A 社 B 営業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元従業員の供述から判断すると、在職期間は特定できないものの申立人が同社 B 営業所に営業として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 11 月 1 日であり、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、A 社の経理担当者は、「申立期間当時の人事関係の資料が無く、申立人の勤務状況についてはわからない。本社の厚生年金保険の適用は昭和 38 年 11 月 1 日であり、B 営業所がそれ以前に適用を受けることはない。」と供述している。

さらに、A 社の代表取締役は、「会社が厚生年金保険の適用事業所となる以前において保険料控除は無かった。」と供述している。

加えて、申立人は、A 社 B 営業所における上司及び同僚の姓のみしか記憶していないことから、これらの者に、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年から19年5月ごろまで
② 昭和19年6月ごろから20年3月ごろまで
③ 昭和20年10月ごろから39年3月ごろまで

女子挺身隊として勤務していた申立期間①、A社又はB社に勤務していた申立期間②、C社で勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。これら申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険法(昭和19年法律第21号)の施行前における労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)が施行されており、同法においては、女子労働者は、加入の対象となっておらず、女子労働者である申立人は、申立期間において、被保険者となり得ない。

申立期間②について、上記厚生年金保険法により女子労働者も保険加入できることとなったが、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、保険料徴収までの施行準備期間であったため、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間とはなり得ない期間である。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A社、B社及びこれら類似名称にて厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができず、勤務先の事業主及び従業員に申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

申立期間③について、当時申立人の夫が事業主であったC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となっ

たのは、昭和30年8月1日であり、申立期間のうち、20年10月ごろから30年7月までの期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、申立人の夫である事業主は、既に死亡しており、申立期間当時に事業を引き継いだ申立人の弟は、「会社は既に解散しており、資料を保管しておらず、申立期間当時の状況について不明である。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在の判明した元従業員4名に照会したところ、回答のあった3名全員が、「申立人は、当時の事業主の妻であり、事務室の掃除や従業員の食事の支度など行っており、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料の控除について不明である。」と供述している。

なお、オンライン記録によると、申立人は昭和37年7月30日に国民年金に任意加入していることが確認できる。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A 病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
当該期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書、A 病院の給与台帳及び給与担当者の供述から、申立人は申立期間において同病院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 病院から提出された給与台帳から、同病院の厚生年金保険料は翌月控除となっているところ、申立人の平成 7 年 4 月支給の給与から同年 3 月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から34年3月1日まで

A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社に勤務していた複数の従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社の代表取締役として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、従業員の一人は、「A社に入社した昭和32年ごろは、従業員が5、6人しかおらず、厚生年金保険には加入していなかった。その後、従業員の数が増えた34年3月1日に初めて厚生年金保険に加入した。」と供述している。さらに、他の従業員の一は、「社長であった申立人自身が社会保険の届出関係の事務をすべて行っていた。」と供述している。

なお、事業主である申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月25日から26年4月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和19年6月1日から26年3月末まで勤務したので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和29年5月31日に解散しており、申立期間当時の同社の事業主及び経理担当者は既に死亡しているため、同社及びこれらの者から申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険の記録では、昭和18年6月1日から21年3月31日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員183人のうち、145人が21年3月31日までに資格を喪失している。

さらに、昭和18年6月1日から21年3月31日までににおけるA社に係る厚生年金保険の月別の資格喪失者数を見ると、申立人の資格喪失月である20年12月に資格喪失している者が30人と最も多く、次いで同年10月の27人、21年3月の16人、同年2月の9人となっており、20年10月から21年3月にかけて、82人が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、A社が、申立期間同時に所在していたB県C市の「C市誌」における工場懇談会による昭和21年調査の工場の部に、同社の従業員数は、228人と記載されているところ、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、22年1月時点での被保険者数は19人であることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間当時、申立人を含めた相当数の従業

員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したまま、同社に勤務していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月から同年 11 月まで
② 昭和 42 年 5 月から 43 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで
④ 昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで
⑤ 昭和 46 年 3 月から 47 年 4 月まで
⑥ 昭和 47 年 4 月から 48 年 5 月まで
⑦ 昭和 48 年 5 月から同年 11 月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社で勤務した申立期間①、B社で勤務した申立期間②、C社で勤務した申立期間③、D社で勤務した申立期間④、E社で勤務した申立期間⑤、F社で勤務した申立期間⑥、G社で勤務した申立期間⑦の加入記録が無い。しかし、それぞれの事業所で間違いなく勤務していたので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所とはなっていない。

また、A社の事業主は、「当時は従業員も少なく、厚生年金保険の適用事業所の届出を行っておらず、給与から保険料を控除することは無かった。」と回答している。

2 申立人は、申立期間②にB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録では、B社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、B社の事業主及び複数の同僚の氏名を記憶していたが、

当該事業主及び同僚の連絡先は不明であり、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 申立人は、申立期間③にC社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録では、C社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、C社の事業主及び複数の同僚の氏名を記憶していたが、当該事業主及び同僚の連絡先も不明であり、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

4 申立人は、申立期間④にD社に勤務していたと申し立てている。

しかし、D社の事業主は、「当時の人事記録等の資料を保管していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、D社の事業主は、「当社では、正社員は、厚生年金保険の加入手続を行っていたが、臨時社員には、厚生年金保険の加入手続を行っていなかった。」と回答している。

そこで、当該期間にD社で被保険者記録のある複数の従業員に照会したところ、複数の従業員が、申立人が同社に勤務していたと回答しているが、勤務期間は不明で、雇用形態等も確認ができなかった。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は当該期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

5 申立人は、申立期間⑤にE社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録では、E社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、E社の事業主の名前を記憶しているが、連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は当該期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

6 申立人は、申立期間⑥にF社に勤務していたと申し立てている。しかし、F社は、昭和49年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所とはなっていない。

また、F社の親会社の総務担当者は、「当時、同社の女性従業員は、経理担当者でレジ係であった1人以外は、全員アルバイトで厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は当該期間のうち昭和47年5月に国民年金に加入し、同年5月及び同年6月にその保険料を納付していることが確認できる。

7 申立人は、申立期間⑦にG社に勤務していたと申し立てている。

しかし、G社の事業主は、当該期間の人事記録等の資料を保管していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人は、G社における同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は当該期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑦までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 53 年まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社には、正社員として勤務していたにもかかわらず、在籍さえ無いと言われた。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた「乗務員台帳索引」から、申立人が申立期間のうち昭和 51 年 11 月 10 日から 52 年 9 月 30 日までの期間において同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、A社では、当時の給与関連の資料等を保有していないことから、申立人の申立期間に係る保険料控除については不明であると回答している。

また、A社の人事関係担当者は、「同社では当時、アルバイトは社会保険に加入させていなかった。正社員であっても手取り収入を多くするため、本人の希望で厚生年金保険を含む社会保険に加入しない従業員も複数いた。」と供述している。

さらに、当時、A社に勤務していた従業員に、同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、そのうち4人の従業員は、上記人事関係担当者と同様な内容の回答をしている。

そこで、「乗務員台帳索引」に記載のあった22人について、雇入日とオンライン記録とを比較したところ、19人のデータを確認することができ、このうち8人が厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、また、被保険者資格を取得している11人のうち10人が雇入日から相当期間日数を経過した後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、社会保険に加入させた従業員は雇用保険にも加入させているとしているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月5日から32年4月まで
② 昭和46年1月から50年8月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に両社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、A社の事業主を特定することができず連絡先が確認できないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社における同僚の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②においてB社に勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、B社は既に解散しており、事業主及び役員の連絡先が確認できないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、B社における同僚の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年から 40 年まで

A社で勤務していた期間における厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には、申立期間に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 43 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は、平成 13 年 6 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することはできない。

さらに、当時の複数の元従業員は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されることはなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月1日から26年12月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。会社の名称がB社からA社に変わり、事務所がC区に移転したことはあったが、同社に昭和26年12月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB社から名称が変わったA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録によると、B社は昭和24年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、B社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和24年11月30日に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務について確認することができない。

さらに、申立人が継続して勤務していたと主張するA社は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、その所在地を管轄する法務局においても同社に係る商業登記の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月1日から平成3年2月18日まで

A社に店長として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は国民年金保険料を納めていたが、給与からも厚生年金保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主や従業員の供述から、入社日の特定はできないが、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成5年1月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、厚生年金保険の適用事業所となるまでは、社員の給与から厚生年金保険料を控除したことはなかったと回答している。

さらに、A社が適用事業所となった平成5年1月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員から提出された3年11月分の給与明細書からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人と同様、複数の従業員は、A社が適用事業所となる前の期間は、国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者として、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から30年6月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に自動車整備工として同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社に在籍していた従業員の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社について、当該事業所の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録が確認できず、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から35年8月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い。
同社には、父が退職する1か月くらい前まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立期間当時から社会保険担当をしている従業員によると、「人事記録等を保存しておらず、申立人の勤務状況について確認できないが、社長以外はタイムレコーダーを打刻して勤怠管理してきた。当時は労働基準監督署など役所の立入指導が頻繁にあったこと、また、当社はC社会保険協会D支部常任幹事等を歴任するなどしていたことから、厚生年金保険の手続を誤るとは考えられない。」旨、回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から従業員25人に照会したところ、回答のあった複数の従業員は、「申立人について記憶しているが、退職時期については不明である。」としている上、申立人と同じ板金部に勤務していた別の複数の従業員は、申立人が、申立期間当時勤務していたかについては不明としている。

一方、申立人は、A社に勤務していた申立人の父親が退職する1か月くらい前に同社を退職したとしているが、当該期間に申立人が勤務していたことを確認することはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、さかのぼって資格喪失日が訂正されているなど、社会保険事務所(当時)の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 1 日から平成元年 2 月 10 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、申立期間も勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚及び従業員の回答により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間に勤務していた従業員に同社の入社日を照会し、厚生年金保険の資格取得日を照合したところ、複数の従業員が申立人と同様に入社日から一定期間経過後、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、上記従業員は、厚生年金保険に加入するまでの期間については、その保険料が給与から控除されたかは不明としている。

なお、A社の当時の経理担当者は、「申立人の妻に係る国民年金第3号被保険者該当届は、自身が妻に代わって届出を行った記憶がある。」と供述しているところ、申立人の妻の国民年金第3号被保険者該当届が平成元年3月20日に社会保険事務所（当時）で処理され、第3号に該当した日は平成元年2月10日であり、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と合致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年ごろから 48 年ごろまで
② 昭和 49 年 8 月 14 日から 50 年 3 月 4 日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうちの申立期間①、及びD社（現在は、E社）に勤務した申立期間②の加入期間が無い。A社には昭和47年ごろから継続して勤務していたこと、また、D社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険及びF健康保険組合における申立人の加入記録は、それぞれ昭和48年10月13日に資格取得と記録されており、オンライン記録における資格取得日の日付と合致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間①と同時期に同社G支店において在職していた従業員9人の厚生年金保険と雇用保険の被保険者期間を調べたところ、おおむね合致していることが確認できる。

さらに、B社は、当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて不明としている上、上記従業員9人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について照会したところ、回答が得られた3人はいずれも、申立人について記憶は無いとしていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認できない。

申立期間②については、D社に申立期間②当時勤務していた従業員の供述から、勤務期間及び勤務形態は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の記録及び公共職業安定所の回答から、申立人は、A社を

離職後、昭和49年8月13日に離職票が発行され、雇用保険の求職者給付の受給手続きを行っていることが確認できる。

また、E社の事務担当者は、当時の資料は無く、申立人の勤務の詳細は不明であるが、申立期間②当時から勤務している複数の従業員に確認したところ、申立人は半年くらいで退社したとしていることから、申立人はアルバイトであったと思うとし、当時は正社員しか厚生年金保険に加入させず、保険料も控除していなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における事業主による厚生年金保険料の給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10121 (事案 1890 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月から 34 年 4 月 11 日まで
② 昭和 35 年 3 月から 36 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 10 月から 38 年 2 月 11 日まで

A社(現在は、B社)、C社(現在は、D社)及びE社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無いので、当該期間について勤務実態に即した記録に訂正してほしい旨の申立てを行ったが、それぞれ厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできないとの理由で記録の訂正はできない旨の回答をもらった。当該決定には納得できないので、再度調査し、勤務実態に即した記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA社に当該期間を含め勤務していたことは推認できるものの、B社は申立期間①当時の人事関係資料を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認できないとしている。

また、A社の元従業員の供述から、同社では、入社後6か月から3年程度は厚生年金保険に加入させていなかったことが確認できる。

申立期間②については、当該期間のうち、昭和35年3月から36年6月25日までの期間についてはA社での厚生年金保険の加入記録があることから、申立期間②のうち35年3月から36年6月24日までの期間についてはC社での勤務は認められない。

また、C社は申立期間当時の人事関係資料を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認できないとしており、従業員からも申立人の勤務状況等に係る供述を得ることはで

きず、申立期間②のうち、昭和 36 年 6 月 25 日から同年 8 月 1 日までの期間において、申立人が同社に勤務していたことが確認できない。

申立期間③に係る申立てについては、E 社は既に適用事業所に該当しなくなっており、同社の事業主も死亡していることから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、従業員の供述により申立人が申立期間③において、E 社に勤務していたことを確認することができない。

以上のことから、申立期間①、②及び③について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記決定は納得できないとして、申立期間①、②及び③について再申立てを行っている。

申立人は、新たな資料として自身が所持している基礎年金番号情報照会回答票を提出し、当該回答票に記載されている厚生年金手帳記号番号（C 社のもの）は平成 20 年 3 月に基礎年金番号に統合されたが、8 年から受給している年金については、E 社 1 社しかなく、C 社の厚生年金手帳記号番号が記載されていることはおかしいと主張しているが、申立人が提出した回答票は、19 年に C 社の厚生年金手帳記号番号が統合された後に出力されたものであり、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、申立人は平成 8 年から年金を受給していると供述しているが、オンライン記録によると、申立人の裁定請求日は C 社の厚生年金番号が統合された後の 19 年 10 月 19 日であることが確認できる。

その他、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年ころから 61 年ころまで
② 昭和 61 年ころから 63 年ころまで

申立期間①及び②において、それぞれA社とB社に、出版物のデザイナーとして勤務したが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務した。」と主張しており、また、申立人が提出した制作物に申立人の氏名及びA社の社名が記載されていることから、申立人は同社に係わる仕事をしていたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所名簿のいずれにおいても、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無い。

また、申立人の申立期間に係るA社における雇用保険の記録についても確認できない。

なお、A社は商業登記簿謄本により、平成8年6月1日に解散していることが確認でき、同社の代表取締役に照会したものの、あて所不明のため、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が提出した制作物の記載及び複数の従業員の回答から、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人がB社で仕事をしていたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、オンライン記録によると、昭和62年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち一部期間は適用事業所となっていない期間である。

また、当時のB社の複数の元従業員は、「申立人はフリーランスの立場であった。」と回答しており、加えて、同社の社会保険担当者は「新規適用時に正社員は全員を加入させたが、申立人は正社員ではなかったので、加入させなかった。」と述べている。

さらに、申立人が記憶している申立人のことを同社に紹介してくれたとする同僚についても、前述の元従業員は、「当該同僚もフリーランスであった。」と述べており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも当該同僚の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで
② 平成 12 年 7 月 2 日から同年 11 月 17 日まで
③ 平成 14 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及び③並びにB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が提出した人事記録により、申立人は申立期間①のうち、平成 11 年 10 月 4 日から 12 年 3 月 31 日までの期間について同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が提出した賃金台帳により、申立期間①に係る各月の給与支給総額から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。これについて、同社の社会保険担当者は「当社は、申立期間①当時、厚生年金保険は、本人に加入又は未加入の意思を確認した上で、加入とするか未加入とするかを区分していた。」と述べている。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①の全期間について、国民年金の第 3 号被保険者と記録されている上、申立人の夫が加入するC健康保険組合が提出した健康保険資格証明書により、夫の被扶養者と記録されていることが確認できる。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「B社に勤務し、同社からD社に派遣されていた。」と述べており、また、D社の人事担当者の回答により、申立人

は、申立期間②のうち、平成12年8月17日から同年11月16日までの期間について、B社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②の全期間について、国民年金の第3号被保険者と記録されている上、申立人の夫が加入するC健康保険組合が提出した健康保険資格証明書により、夫の被扶養者と記録されていることが確認できる。

また、B社は、「申立期間②当時の申立人に係る資料は保有していないが、厚生年金保険料を給与から控除していれば、社会保険事務所（当時）に納付をしないということはない。」と回答している。

さらに、B社の社会保険担当者は、「申立期間当時は、本人に厚生年金保険の加入又は未加入の意思を確認して、厚生年金保険に加入とするか未加入とするかを区分していた。雇用保険については、厚生年金保険及び健康保険とセットで加入させていたと思う。」と述べており、事実、申立人の申立期間②に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、A社が提出した人事記録により、申立人は申立期間③のうち、平成14年9月27日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が提出した賃金台帳により、申立人の申立期間③に係る各月の給与支給総額から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。これについて、同社の社会保険担当者は「当社は、申立期間③当時、厚生年金保険は、入社から2か月経過した後に加入させる取扱いをしている。」と述べている。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③のうち、平成14年9月1日から同年10月1日までの期間については、国民年金の第3号被保険者として記録されている上、申立人の夫が加入するC健康保険組合が提出した健康保険資格証明書により、夫の被扶養者と記録されており、加えて、14年10月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、国民年金の第1号被保険者と記録されていることが確認できる。

このほか、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には間違いなく勤務していたので同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役及び複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主の妻から給与事務を引き継いだ従業員は、「雇い入れてすぐに社会保険に加入させる取扱いではなかった。雇い入れて3か月くらい経過したころに、事業主に伺いを立てた上で、資格取得届を提出した。」と述べており、また、「資格取得届を提出する前から保険料を控除することは無かった。」と述べている。

なお、オンライン記録によると、A社は、平成 11 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に死亡しているほか、経理、給与及び社会保険を担当していたとされる事業主の妻も死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から同年11月1日まで
申立期間はA社に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の持株会社であるB社が提出した人事情報システムの記録により、申立人は、平成元年9月1日にA社に入社し、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社において平成元年9月1日、同年10月1日、同年11月1日にそれぞれ厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、連絡先の判明した29名の従業員に自身の入社日を照会し、回答があった11名について、オンライン記録と照合した結果、8名の従業員が入社月よりも厚生年金保険の取得月が1か月から4か月遅れて手続きされていることが確認できる。

また、A社における厚生年金保険料控除について、B社は、「グループ会社に初めて入社し、厚生年金保険に加入するまでの間に給与から保険料を控除されていたという相談はこれまでに受けたことが無いので、申立期間当時、A社においては、未加入期間に係る保険料を控除していないはずである。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10136 (事案 1291 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月14日から40年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨申し立てたが、平成21年1月7日に記録を訂正できない旨の通知を受けた。今回新たに5点の資料①B県住宅供給公社の住宅賃貸借契約書、②昭和35年分給与所得源泉徴収票、③同僚による申立人の在籍証明書及び当該同僚のオンライン記録、④B県の発行した被爆者手帳及び⑤C病院の主治医の証明書を提出するので、再度調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和40年1月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得するに当たって、厚生年金番号払出簿から新たな厚生年金番号が付されており、同払出簿では、申立人へ厚生年金番号が払い出された同年1月12日には、A社に対して申立人のほか異なる日付での資格取得者に対して厚生年金番号が払い出されていることが確認できることから、同社が、申立人の資格再取得を同年1月1日付けで行う意思を有していたものと認められる。また、申立期間当時の経理担当者は、他の社員と同様に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとしているが、申立期間は52か月と長期間であり、この間に毎年提出する標準報酬月額算定基礎届の記録は無く、また、同期間に2回行われている政府管掌健康保険の被保険者証の更新の際にも気が付かなかったことは不自然であることから、事業主は何らかの事情により、申立期間について申立人を厚生年金保険の被保険者としなかったと考えられることから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たに、①B県住宅供給公社の住宅賃貸借契約書、②昭和35年分給与所得源泉徴収票、③同僚による申立人の在籍証明書及び当該同僚のオンライン記録、④B県の発行した被爆者手帳、⑤C病院の主治医の証明書を提出するので、再度調査してほしいとしている。

このため、当委員会は、申立人から提出された上記①から⑤の資料について調査を行った結果、申立人の提出した①B県住宅供給公社の住宅賃貸借契約書、③同僚による申立人の在籍証明書から、申立人が申立期間においてA社に継続して在籍していたことは推認できる。

しかし、②昭和35年分給与所得源泉徴収票に記載されている給料額（1月から7月まで5万円、8月以降5万5,000円）に基づき算出した同年1月から同年8月までの期間の社会保険料の累計金額と、源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額がほぼ一致することが確認できることから、申立人は同年9月以降については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないと推認できる。

また、④B県の発行した被爆者手帳により、申立人が被爆者であったことは確認できるが、⑤C病院の主治医の証明書については、当該主治医は「カルテは大学で廃棄済みのため、カルテに基づく確認はできなかった」と供述していることから、④及び⑤の資料により、申立人が使用した被保険者証が政府管掌健康保険であったことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

以上の他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が申立期間前の標準報酬月額と比べて低い額になっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、平成2年2月6日付けでさかのぼって訂正されており、申立人の申立期間の標準報酬月額は9万8,000円に引き下げられている。

しかし、A社の商業登記簿謄本では、申立人が申立期間に同社の代表取締役であったことが確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなるまで在籍していた取締役1人及び従業員1人は、当時、同社における社会保険手続きの担当者は、代表取締役である申立人と申立人の妻であったと供述している。

また、申立人は、当時、2か月から3か月分の社会保険料の滞納があったと供述しているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年3月31日に被保険者資格を喪失した従業員13人のうち、連絡が取れた6人は、いずれも1か月から6か月分の給料が未払であったと供述している。

さらに、申立人が、財務・経理を担当させていたとする従業員は連絡先が不明であり、また、経理を委託していたとする税理士は、税理士会での登録が確認できないことから、これらの者から当該減額訂正に係る手続について確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、

自らの標準報酬月額の記事訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記事の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月ごろから同年12月9日まで
② 昭和31年7月1日から32年9月ごろまで

A社(現在は、B社)C工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同工場で通訳として勤務しており、申立期間に勤務した証明として自身が保管するD社における履歴書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出したD社における履歴書から、申立人が、当該期間においてA社C工場に勤務したことは推認できる。

しかし、B社は、「当時の人事関係資料を保管していないことから、A社C工場における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。」としている。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当時、被保険者であったことが確認できる従業員12人に照会したところ、回答があった従業員8人のうち3人は、「厚生年金保険には一定期間経過後あるいは入社翌月に加入していた。」としていることから、同社同工場では厚生年金保険には入社して一定期間経過後に加入させる取扱いをしていたと考えられる。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてA社C工場に継続して勤務したと申し立てている。

しかし、申立人が記憶していたA社C工場の同僚は、「自分の資格喪失日が申立人と同じ昭和31年7月1日となっていることについては、同社同工場が解散することになり、この時期に通訳は皆やめたからではないか。」としている。

また、上記回答があった8人全員が、「当該期間において、申立人がA社C工場で勤務していたことは記憶していない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 3 月 31 日まで

A 大学付属病院から派遣された医師として、B 病院に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院では厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の上司及び同僚等の供述により、勤務した期間までは特定できないものの、申立人が B 病院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 病院は、平成 15 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の従業員に係る資料を入手できず、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の B 病院の給与・社会保険事務担当者は、「派遣医師については、原則として厚生年金保険に加入させていたが、本人の希望などによって加入しない者もいたかもしれない。また、給与計算に当たっては、社会保険事務所（当時）からの納入告知書の金額と控除額を必ず突合しており、厚生年金保険の未加入者から保険料を控除することはあり得ない。」と供述している。

さらに、B 病院の経営母体であった医療法人は、「B 病院は既に閉院となっており、厚生年金保険の加入手続台帳くらいしか残っていないが、同台帳に申立人の氏名が記載されていない上、整理番号に欠番が無いことから、申立人は、申立期間において厚生年金保険には加入していなかったものと思われる。加入手続台帳に氏名が記載されていない者から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

加えて、申立人が記憶している B 病院の同僚医師 3 人のうち、オンライン

記録により、同病院において厚生年金保険被保険者としての記録が無い者が2人確認できる。

また、上記オンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の医師に照会したところ、そのうちの1人は、「B病院に医師として数回派遣されたが、最初に派遣された平成2年夏ごろから同年秋ごろまでの期間は、A大学の大学院生であったことから、厚生年金保険には加入できなかった。」と供述しているところ、同大学の記録から、申立人は申立期間において同大学の大学院生であったことが確認できる。

さらに、上記の同僚は、「B病院に再度派遣された際に、病院側に社会保険の取扱いを尋ねたところ、厚生年金保険に加入しても、国民年金に加入してもどちらでもよいとのことであった。」と供述している。

これらのことから、B病院では申立期間当時、派遣医師全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間も同じ雇用形態で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の親会社であるB社の回答書により、申立人が、申立期間も継続してA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「A社では、一週間の労働時間が30時間以上の従業員は厚生年金保険に加入させていたが、週30時間未満の従業員は、本人同意の上、厚生年金保険には加入させなかった。申立人については、当初厚生年金保険に加入させていたが、その後、週の労働時間が30時間を超えないこととし、厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失させた。」と回答している。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の「備考」欄に、「平成17年7月1日より勤務時間変更（週30時間未満勤務）」と記載されており、労働条件（労働時間）の変更によって被保険者資格を喪失したことが確認できる。

さらに、C区役所の所得回答書によれば、申立人に係る平成17年の社会保険料の控除額は、A社における同人の標準報酬月額から算出した申立期間の厚生年金保険料を含むものとしては著しく低額であり、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から34年8月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B会発行の辞令及び同僚の供述から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時、各販売所の販売員が厚生年金保険に加入する際の適用事業所であったC会は、既に適用事業所でなくなっており、事業主と連絡が取れず、また、A事業所の経営者も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができない。

そこで、C会の厚生年金保険に関する台帳を管理しているD社に販売店の従業員に係る厚生年金保険の加入の取扱いについて照会したところ、同社は、C会が全国の各販売店の従業員の加入手続を行っていたが、加入させる時期については各販売店の判断に委ねていた旨回答している。

また、A事業所を退職後独立し、E事業所を経営していた同僚は、厚生年金保険の加入の取扱いについて「E事業所では、従業員の入社後一定期間経過後に加入させていた。A事業所においても同様であったと考えられる。」と供述している。

このことは、申立人が記憶していた同僚2名の厚生年金保険の資格取得日が、A事業所に入社したと主張している時期から一定期間経過後になっていることから裏付けられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 60 年 6 月 1 日から 61 年 12 月 20 日ごろまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出があった申立人に係る「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」及び「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月 22 日以降において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主は、「当初、申立人から、健康保険の加入は不要であるとの申し入れがあったため、健康保険資格取得届を提出しておらず、厚生年金保険についても同様の処理をした。その間、厚生年金保険料も控除していなかった。」と回答しており、申立人もA社に入社した昭和 60 年 6 月 1 日から同年 9 月ごろまでの期間は、健康保険に加入していなかったことを記憶している。

また、事業主が保管する昭和 60 年及び 61 年の健康保険組合における算定基礎届の控えには申立人の名前が確認できないことから、申立期間当時の定時決定の基準日であった 60 年及び 61 年の 8 月 1 日時点では、健康保険の被保険者ではなかったことが確認でき、厚生年金保険の記録と矛盾しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 6 月 1 日まで
A 病院（現在は、B 病院）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院には昭和 59 年 10 月から当初はパートで勤務した。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A 病院に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の A 病院における雇用保険の資格取得日は昭和 60 年 6 月 1 日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致しており、B 病院の総務担当者は、「申立期間当時、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は、一緒に手続きをしていた。」と供述している。

また、上記の担当者は、「厚生年金保険の加入要件は、常勤の従業員のみで、パートは除いていた。パート採用者は常勤へ勤務形態が変更になった時において厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、申立人は、「就職時は、常勤での勤務は健康に不安があったため、パートでの勤務をお願いした。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚及び申立期間当時に A 病院で勤務していた 11 人に照会したところ、採用時期を記憶していた 3 人は、採用当初はパート勤務であったと供述しているところ、いずれもパート勤務期間終了後 4 か月から 1 年程度経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 12 月 11 日から 52 年 1 月 20 日まで
② 昭和 53 年 2 月 21 日から 57 年 6 月 22 日まで
③ 昭和 57 年 11 月 25 日から 62 年 1 月 1 日まで

申立期間①、②及び③において、それぞれA社、B社、C社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていた期間は、昭和 39 年 11 月 1 日から 46 年 2 月 28 日までの期間及び 53 年 1 月 1 日から 62 年 2 月 28 日までの期間であることが確認できることから、同社は、申立期間当時においては適用事業所となっていない。

また、申立人が、記憶している同僚二人については、一人は「申立人のことを知らない。」と回答しており、他の一人は死亡のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。さらに、A社の事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者であったことが確認できる 41 人の従業員に文書照会したところ、18 人から回答があり、この 18 人全員は、「申立人の記憶がない。」と回答している。

なお、A社は、昭和 62 年 2 月 28 日に適用事業所ではなくなっており、事業主とも連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、B社の事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者であったことが確認できる69人の従業員に文書照会したところ、38人から回答があり、このうち10人は、「申立人が上下水道の現場管理の仕事をしていた。」と回答しており、また、この10人のうちの7人は、「申立人が請負契約で勤務していた。」と回答している。

また、B社の代表取締役は、「同社が上下水道の設計事務所であるため、現場管理については外部委託をしており、請負契約で現場管理をしていた申立人は、厚生年金保険の加入対象者ではなかったはずである。」と述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は申立期間②のうち、昭和53年2月から57年5月までの期間において、国民年金に加入していることが確認できる。

なお、申立人が姓のみ挙げた市役所に勤務していた二人については、連絡先が不明であることから、これらの者から、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「C社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿及びオンライン記録により、C社が適用事業所となった記録が無い。加えて、申立人は、C社の所在地が、D社の所在地と同地区であるため、勤務先は同社としているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていたのは、事業所別被保険者名簿から、平成元年8月1日から12年4月1日までの期間であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、D社の代表取締役は、「申立人が、1年間ほど月単位の請負契約で仕事をしており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、保険料控除はしていなかった。」と述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は申立期間③の全期間において、国民年金に加入していることが確認できる。

なお、申立人が記憶している同僚は、姓のみ、あるいは特徴のみの記憶であることから、同僚を特定することができず、これらの者から、申立人の勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月から同年 2 月 1 日まで

A社に平成 12 年 1 月に 1 か月間だけ勤務した。同期間についての厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の回答により、申立人が、同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立人は平成 12 年 1 月 3 日から同月 19 日までの期間において、電話オペレーターとして在籍していたことは確認できたが、申立人の社会保険の加入手続は確認できない。また、社会保険の加入手続をしない者から保険料を控除することはなく、正社員であれば、即日社会保険に加入手続をすることになっている。当時のことは定かではないが、現在も電話オペレーターは全員パートタイマーであり、正社員ではない。」と述べている。

また、A社の労働組合も「正社員であれば必ず組合に加入し、社会保険にも加入させていたが、申立人に係る記録は何も確認できない。」と回答している上、同社の元従業員に照会した中で、申立人を覚えている者のうち、申立人が正社員であったと回答した者はいなかった。

なお、申立人は「勤務期間が短期間のため健康保険証はもらわなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から22年12月まで
② 昭和29年7月から30年4月まで

申立期間①においては、A法人で和文タイピストとして勤務し、申立期間②においては、B社で臨時職員として勤務したが、それぞれの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②において勤務していたことは確かなので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A法人から提出された申立期間当時の役職員名簿に、申立人と申立人が記憶していた同僚の氏名が記載されていることから、申立人が同法人に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A法人の事務局長は、「当法人は昭和57年7月から厚生年金保険に加入した。」と回答している上、オンライン記録においても、同法人の厚生年金保険の新規適用年月日は同年7月1日となっていることが確認できることから、同法人は申立期間において適用事業所ではなかった。

また、前述の同僚は既に死亡しており、当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「B社で臨時職員として勤務した。」と述べている。

しかし、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間当時に資格を取得した従業員のうち、住所が判明した8人の従業員へ申立人の勤務状況を文書照会したところ、7人から回答があり、この7人全員は、「申立人を知

らない。」と回答している。

また、当該従業員の回答により、当時の経理担当者、社会保険担当者について4人の氏名が挙げられたものの、いずれも住所不明、死亡のため、当該期間当時のB社における臨時職員の社会保険の取扱いについて確認することができなかった。

さらに、B社が合併したC社へ申立人の厚生年金保険の取扱いについて文書照会したところ、C社は、「申立人に係る記録無し。」と回答している。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 9 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①においては、A社に勤務し、申立期間②においては、B社に勤務していたがそれぞれの厚生年金保険の加入記録が無い。両社にはそれぞれの申立期間も含め、その後の期間も勤務していたことは確かなので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した平成 4 年分の確定申告書に記載されている給与額の具体的な記載内容から判断して、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の平成 4 年分の確定申告書に記載されている社会保険料額は、同年に申立人が勤務していたC社とA社のオンライン記録の標準報酬月額を基に算出した社会保険料額の合計金額よりも低額であることが確認できる。

また、A社は、「当時の人事記録等を保存しておらず、申立人の同社での勤務状況や厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。このため、オンライン記録から、申立期間当時に同社の被保険者であったことが確認できる 9 人の従業員に、入社時の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ 5 人から回答があり、そのうちの 4 人は、「入社後 3 か月は試用期間で、社会保険を適用されていなかった。」と回答している。

さらに、A社が加入する健康保険組合の記録によれば、申立人の同社における加入期間は平成 4 年 9 月 1 日から 5 年 3 月 1 日までの期間となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び平成9年分の確定申告書により、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の平成9年分の確定申告書に記載されている社会保険料額は、同年のオンライン記録の標準報酬月額を基に算出した申立期間を除いた社会保険料額とほぼ一致している。

さらに、B社が加入する厚生年金基金及び健康保険組合の記録では、申立人の加入期間は平成9年6月1日から10年12月15日までの期間となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

なお、B社は、既に解散しており、当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料等の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年11月ごろまで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間までは特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同社がB社と商号変更した後の、昭和38年1月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社（後に、C社）は既に閉鎖しており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社で一緒に勤務していたと申立人が記憶している同僚は、「同社には勤務していたが、社会保険の取扱いについては記憶に無い。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10176

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月から 32 年 4 月まで

Aにあった「B店」にウェイターとして勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同店に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していたとする「B店」は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、「B店」の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録は確認できず、同社の代表者を特定できない。

さらに、申立人は、「B店」の当時の経営者及び同僚の氏名を記憶しているが、その連絡先は不明であり、当該事業所における申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 19 日から 47 年 12 月ごろまで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人が勤務していたとするA社について、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、厚生年金保険の適用事業所であったことの確認ができない。

また、A社の所在地を管轄する法務局では、同社の商業登記簿謄本及び閉鎖簿本については、保存期間経過で確認できないため、同社所在地及び代表者を特定することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚は既に死亡しており、申立人は、そのほかに従業員が7名から8名勤務していたと主張しているが、その氏名や連絡先を記憶していないことから、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月から 13 年 2 月 1 日まで

派遣会社のA社から派遣されてB社に1年ほど勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずだと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の派遣先の事業所であるB社から提出された回答書等から、申立人は、申立期間のうち、平成12年3月28日から13年2月1日までの期間について、派遣元の事業所であるA社からB社に派遣され、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の担当者は、「申立期間について、申立人を社会保険に加入させていなかった。」と供述していること及びB社が保管している「派遣先管理台帳(兼)通知書」(平成12年3月28日から同年4月27日までの期間、同年8月1日から同年10月31日までの期間及び同年11月1日から13年1月31日までの期間)の社会保険欄の厚生年金保険被保険者資格取得届欄に「無」と記載されていることから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月から31年3月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間当時の写真があり、A社に勤務をしていたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社に入社した従業員の供述から、勤務期間までは特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、当時の資料を保管していないことから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について、不明と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員20人に対し、入社時期と厚生年金保険加入時期の相違等について照会したところ、17人から回答があり、そのうち、13人は、入社時から1か月から4年間を経過後に厚生年金保険に加入したとしており、大半の者が入社時から一定期間経過後に厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人は、A社で同じ班に所属していた同僚3人を記憶しているが、いずれの同僚についても同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名が見当たらず、申立人と同様に厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見当たらず、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、その記載内容に不自然な点は見当たらない。

なお、申立人が所持する申立期間当時のものとされる写真には、坑内において、申立人のほか3人が写っているものの、申立人は当該写真に写っている者の氏名を記憶していないことから人物が特定できず、当該写真に基づき、A社における申立人の申立期間に係る勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 26 日から 35 年 10 月 1 日まで

A局に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は臨時補充員として入局したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A局の業務を承継したC社から提出された勤務証明書等から、申立人は、申立期間にA局に臨時補充員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時、申立人が勤務していたA局を統括していたB局に係る事業所別被保険者名簿によると、同局が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 49 年 5 月 27 日であり、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が同時期にA局に入局したと記憶している同僚は、「申立人と同時期の昭和 35 年に入局したが、当時、厚生年金保険に加入した記憶は無く、同保険料を控除された記憶は無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から37年7月1日まで

A社(現在は、B社)C支社に勤務した期間のうち、海外勤務をしていた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった人事記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和34年6月11日から37年3月22日までの期間においてA社D支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の当時の代表者は既に死亡し、社会保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社の人事担当者は、「当時、申立人のように独身の海外勤務者の給与は現地法人払としており、日本での給与支給は無く、現地法人払の給与からは厚生年金保険料を控除していなかった。また、独身の海外勤務者については、昭和30年代ごろまで、各種手当のみを『みなし給与』として厚生年金保険の標準報酬月額の対象としていた。」旨供述している。

さらに、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に昭和31年4月に資格を取得している従業員18人のうち、34年から39年までの期間において標準報酬月額が減額されている従業員は申立人を含め7人確認でき、このうち、6人は海外勤務者であり、海外勤務中に標準報酬月額が減額されていない一人を含む6人は当時独身者である。

加えて、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「給与は現地法人から支払われており、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」旨供述している上、厚生年金保険制度においては、日本国内の適用事業所で支払われる報酬のみ標準報酬月額の対象となることから、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことは確認することができなかった。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 1 日まで
② 昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 3 月 26 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）D工場に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の人事担当者は、「申立人の在籍は確認することができなかった。」旨供述していることから、同社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が当該期間において同社に厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

また、申立人は、「A社から健康保険証を受領した記憶が無い。」旨供述している上、申立人が同期入社として名前を記憶している同僚は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録を確認することができない。

申立期間②については、C社の人事担当者は、「当社は、昭和 17 年以降の全従業員に係る厚生年金保険の資格得喪の届出書を保管しているが、申立人の届出書は確認することができなかった。」旨供述している。

そこで、B社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が当該期間において同社に厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

また、申立人は、「B社から健康保険証を受領した記憶が無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 7 月 29 日まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同事業所に勤務し、厚生年金保険料を現金で渡していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の人事担当者による「臨時職員の採用リストにより、申立人が昭和33年6月2日から同年7月28日まで第一種臨時職員（常勤と同様の勤務時間で勤務する臨時職員のうち、2か月の期間に限り雇用される臨時職員）として雇用されたことが確認できる。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間の一部期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所は、オンライン記録によると、昭和39年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同事業所の人事担当者は、「申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことは確認できない。」旨供述している。

また、申立人が記憶する同僚は、所在不明であるため、A事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 1 日から同年 10 月 18 日まで

厚生年金保険第四種被保険者として加入した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。A社を昭和 53 年 2 月 28 日に退職し、その直後に、社会保険事務所（当時）で第四種被保険者の手続きを行い、申立期間中、厚生年金保険料を納付していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の第四種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険第四種被保険者の資格取得日は、「厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書及び第四種被保険者資格取得日選択届」によると、当該資格取得申出の受理された日と記録されており、昭和 53 年 10 月 18 日であることが確認できる。

また、旧厚生年金保険法第 17 条では、第四種被保険者の資格喪失時期の要件の一つとして「20 年の被保険者期間を満了したとき」とする旨規定されており、申立人の厚生年金保険の加入期間は、オンライン記録によると、240 か月（20 年）となっていることが確認できる上、第四種被保険者整理簿によると、還付記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には昭和 36 年 4 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の代表者による「申立人が申立期間も継続して勤務していた。」旨の供述及び同事業所から提出のあった申立人の履歴書から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、A事業所から提出のあった社会保険の記録、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しによると、昭和 51 年 4 月 1 日に被保険者の資格を取得し、52 年 6 月 1 日に資格を喪失していることが確認できるところ、当該記録は、オンライン記録及び雇用保険の加入記録と一致している。

また、A事業所の厚生年金保険事務担当者は、「申立人は、申立期間当時、当事業所においては午前中のみ勤務する短時間労働であるため、厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述している。

さらに、申立人は、B共済組合の記録によると、昭和 30 年 2 月 1 日から 51 年 3 月 31 日までの期間において共済年金の加入記録があることが確認でき、申立期間が含まれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から同年 10 月 10 日まで
② 昭和 35 年 11 月 25 日から 36 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 35 年 6 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元従業員による「いつごろから当社に在籍していたのか覚えていないが、当時、申立人と一緒に勤務していた。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は所在不明であることから、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社の元従業員は「私より先に入社した先輩社員が自分と同じ資格取得日となっている事情は分からないが、会社は、一定期間内に入社した従業員の厚生年金保険被保険者の資格取得手続について特定の日に合わせて行っていたと思う。」旨供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後に資格を取得した従業員は、昭和 35 年 6 月 21 日に二人、申立人が資格を取得した同年 10 月 10 日に 5 人、36

年1月21日に8人であることが確認できる。

申立期間②については、A社の複数の元従業員による「いつごろから当社に在籍していたのか覚えていないが、当時、申立人と一緒に勤務していた。」旨の供述及び元従業員による「当時、時期はよく覚えていないが、申立人の後任担当者として一緒に業務の引継ぎを行った。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は所在不明であり、また、当時の社会保険担当者は「申立人の厚生年金保険の具体的な取扱い及び保険料控除の有無については不明である。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 15 日から 61 年 8 月 10 日まで
申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった回答書及び当時の同社代表取締役の供述から、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 60 年 12 月 1 日からであり、申立期間のうち同日以前の期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の当時の代表取締役は、「当社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立期間当時の社会保険関係資料を保有していないことから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と供述しているほか、申立期間当時の同社の役員は、「期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していた記憶はあるものの、申立人の厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所になった当時、被保険者であった複数の従業員に照会したところ、回答のあった従業員の一人は、申立期間当時に勤務していたとする 4 人の同僚を記憶しているが、いずれも同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載が無いことから、当時、同社では必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等

は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月ごろから27年3月ごろまで
A社に住み込みで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述により、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年1月5日からであり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上述の従業員は、「昭和32年1月ごろ、当時の従業員数が5人以上になり、全員が一斉に厚生年金保険に加入した。それ以前の期間については、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料は控除されていない。」と供述しており、当該従業員が主張している入社時期は昭和27年3月ごろだが、厚生年金保険の資格取得日は32年1月5日となっている。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主とその妻は死亡しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②と申立期間④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 11 日から 35 年 10 月 19 日まで
② 昭和 36 年 1 月 9 日から 37 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 37 年 4 月 1 日から 37 年 11 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 11 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで

申立期間当時は脱退手当金の制度を知らなかったので請求するはずはなく、受給した記憶も無いので、脱退手当金は受給していないことを認めてほしい。

また、申立期間③について、A社に昭和 37 年 4 月 1 日から勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間④に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

また、いずれの申立期間とも、申立人の事業所別被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間①及び②について、申立期間②の事業所の事業所別被保険者名簿の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 17 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15 名について脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日からおおむね半年以内に脱退手当金の支給決定

がなされていることとともに、女性被保険者の一人は、「当時のB社の退職金は非常に少なかったので、ほとんどの方が脱退手当金を退職金代わりに受け取っていた。」と供述していることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる上、申立期間①及び②と申立期間④の被保険者番号は異なっているなど、申立人が申立期間①及び②と申立期間④の双方の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 一方、申立期間③について、A社の同僚の供述により、申立人が当該申立期間について、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間③当時に厚生年金保険の被保険者になっている複数の従業員は、「同社では試用期間があった。」と供述しているところ、これらの厚生年金保険資格取得日は入社後1か月から1年経過していることが確認できる。

また、従業員の一人は、「厚生年金保険の未加入期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、A社が保管する人事記録に記載された申立人の資格取得日は、昭和37年11月1日と記されており、オンライン記録と一致することが確認できる。

このほか、申立人について申立期間③に係る厚生年金保険の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月15日から27年5月1日まで
② 昭和27年9月1日から30年12月1日まで
申立期間の事業所の退職時に脱退手当金の受給手続をした記憶は無いので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年2月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年11月30日まで

A法人に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B会関係者名簿等の資料があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B会3号館の元支配人及び従業員の供述から、申立人がA法人のB会3号館に勤務していたことがわかる。

しかし、オンライン記録によると、A法人は、厚生年金保険の適用事業所となったのが、昭和39年2月1日であり、申立期間のうち、同年1月31日までは適用事業所とはなっていない。

また、B会3号館の元支配人は、A法人に出向で勤務している者を除き、大半の従業員は厚生年金保険には加入しておらず、申立人もそのうちの一人であったと供述しているほか、申立人と同じくB会3号館で勤務していた従業員は、厚生年金保険に加入していなかったと思うと供述している。

さらに、申立人から提出されたB会関係者名簿に記載された申立人が勤務していたB会3号館の男子客席関係者の全員が、事業所別被保険者名簿に無く、また、同名簿には欠番も無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10198

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 24 日から同年 7 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 54 年 6 月 30 日まで勤務した記憶があり、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は昭和 54 年 6 月 23 日であり、厚生年金基金の加入記録では、同社での資格喪失日は同年 6 月 24 日となっており、また、申立人から提出された「昭和 54 年分源泉徴収票」には、同社を同年 6 月 23 日退職と記載されていることから、申立人の同社における退職日は、同年 6 月 23 日であることが認められる。

一方、申立人から提出された「昭和 54 年分源泉徴収票」及び申立人が昭和 52 年 4 月から 54 年 7 月までの給与明細書から転記したとするノートの記載内容から、同年 6 月分までの厚生年金保険料を控除されていた可能性はある。

しかし、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定により、被保険者期間は、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までとされていることから、申立人のA社における資格喪失日の当月に当たる昭和 54 年 6 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月1日から30年5月10日まで

A社(現在は、B社)に昭和29年11月1日に入社したが、入社日からの申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社で勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に昭和29年11月1日に入社したと主張しているが、雇用保険の加入記録、B社が保管する人事台帳及び職員経歴簿から、同社には30年2月16日に入社したことが確認できる。

また、職員経歴簿には、入社日の昭和30年2月16日の欄に、「試用三ヶ月」と記載されており、申立期間当時の複数の従業員もA社では試用期間が設けられていたと供述していることから、同社では、入社後において試用期間を設けていたことがうかがわれる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、上記入社日から3か月後の昭和30年5月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、A社は試用期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

加えて、B社の総務担当者は、「職員経歴簿では、入社が昭和30年2月16日なので、同年2月15日以前は、臨時社員と思われ、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和29年4月1日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時の事業主の妻（その後の事業主）は、申立人が住み込みで工場で働いていたことから、6か月間の見習い期間があったのではないかと供述している。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できる複数の従業員に照会したところ、資格取得日は、その供述する入社日から数か月又は数年後となっており、従業員の一人は、事業主が会社の経営状況により厚生年金保険の加入手続を行っていたと思うと供述していることから、A社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿には欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社で売上集計担当として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役（当時の取締役）及び従業員二人の、申立人が勤務していた時期、期間までは明確ではないが勤務していた覚えがある旨の供述、並びに申立人自身の供述が具体的であることから判断すると、期間までは特定できないものの申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料等を保管しておらず、申立人の同社での勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明と回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

また、申立期間当時、厚生年金保険の事務担当者であった申立人の上司は、既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、申立人と同様の業務内容で勤務していたとされる同僚は、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

加えて、申立人が一緒に入社したとする同僚も申立期間の後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の未加入の原因について、「入る意思が無かったから。」、未加入期間の控除については「引かれていた記憶が無い。」と供述していることから判断すると、申立期間当時のA社では、一部の従業員について厚生年金保険に加入させない取扱いをして

いたことがうかがえる。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 53 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月4日から35年7月1日まで
② 昭和35年9月7日から36年2月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、昭和33年3月に感電事故に遭い入院したことはあったが、32年1月に入社し、36年8月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社において勤務していた申立人の上司は、自ら申立人に仕事を教え、自分が退職(昭和35年5月)するまでの1年ほど一緒に仕事をした旨供述していることから判断し、勤務期間は特定できないものの、申立期間①当時、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和32年5月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間①の一部(同年1月4日から同年5月1日まで)の期間は適用事業所とはなっていないほか、B社の取締役は、申立人の当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、A社の技術責任者は、同社は当時親方を中心とする「班」及び「組」に仕事を請け負わせており、親方の下で働く「電工」は会社の従業員の扱いにはなっておらず、会社は「電工」については把握していなかった旨供述している。

さらに、申立期間①及び②を通し、昭和32年5月から36年8月の間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員に照会したところ、回答のあった26人のうち6人が、独立した形で仕事を請け負っている者もいた旨供述

しており、そのうち2人は厚生年金保険への加入は希望制であった旨供述していることから、A社では、必ずしも同社の業務に従事しているすべての者を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の上司は、A社の仕事を始めてからかなりの期間が経過した後、厚生年金保険に加入した旨供述しており、申立人についても、自分の班に在籍していた期間に厚生年金保険に加入している可能性は低い旨供述しているほか、申立人が昭和33年に勤務していた地区で感電事故に遭った旨供述していることについて、当該上司は、自分が班長をしていた地区で事故は無く、申立人の事故は自分が退職した後に別の班に転籍してから起こっていると思う旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、当時の同僚の一人は、申立期間②当時に申立人と同じ班に所属して勤務しており、申立人のことを記憶している旨供述していることから判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間②当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、申立期間①で記載したとおり、申立期間②においても必ずしもA社の業務に従事しているすべての人を同社の厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえるほか、現在のB社の取締役は、申立人の当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、申立期間②当時、同じ班で仕事をしていたとする上記同僚は、申立人が当該班に在籍中感電事故に遭い、1年程度入院していた旨供述している。

さらに、申立人と別の班に所属していた従業員の一人は、自身はA社において2度、厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、別の会社の従業員として仕事をすることもあり、この際には厚生年金保険の資格を喪失していることがある旨供述し、他の従業員は、自分も感電事故に遭っているが、事故で仕事ができない期間給与が支払われないため退職した旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 9 月から継続してA社に勤務しているにもかかわらず、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いと申し立てており、事業主は、書類は残されていないが、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除しており、保険料は納付していたはずと回答している。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人が昭和 60 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 3 月 20 日付けで健康保険被保険者証が返還されている記録が確認できる。

また、申立人がA社で再度厚生年金保険の被保険者資格を取得した日（平成 5 年 7 月 1 日）の記録と、雇用保険の資格取得日の記録は一致している。

さらに、申立人は、昭和 61 年 3 月 1 日から平成 5 年 7 月 2 日までの期間、国民健康保険に加入している記録が認められる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、複数の従業員から回答があり、「申立人は毎日出社してはいなかった。」、「申立人は輸入の仕事を始め、2か月から3か月に1度しか来社しなかった。」、「申立人は同社には籍が無く、個人で輸入販売をしており、厚生年金保険には加入していなかった。」とそれぞれ供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。